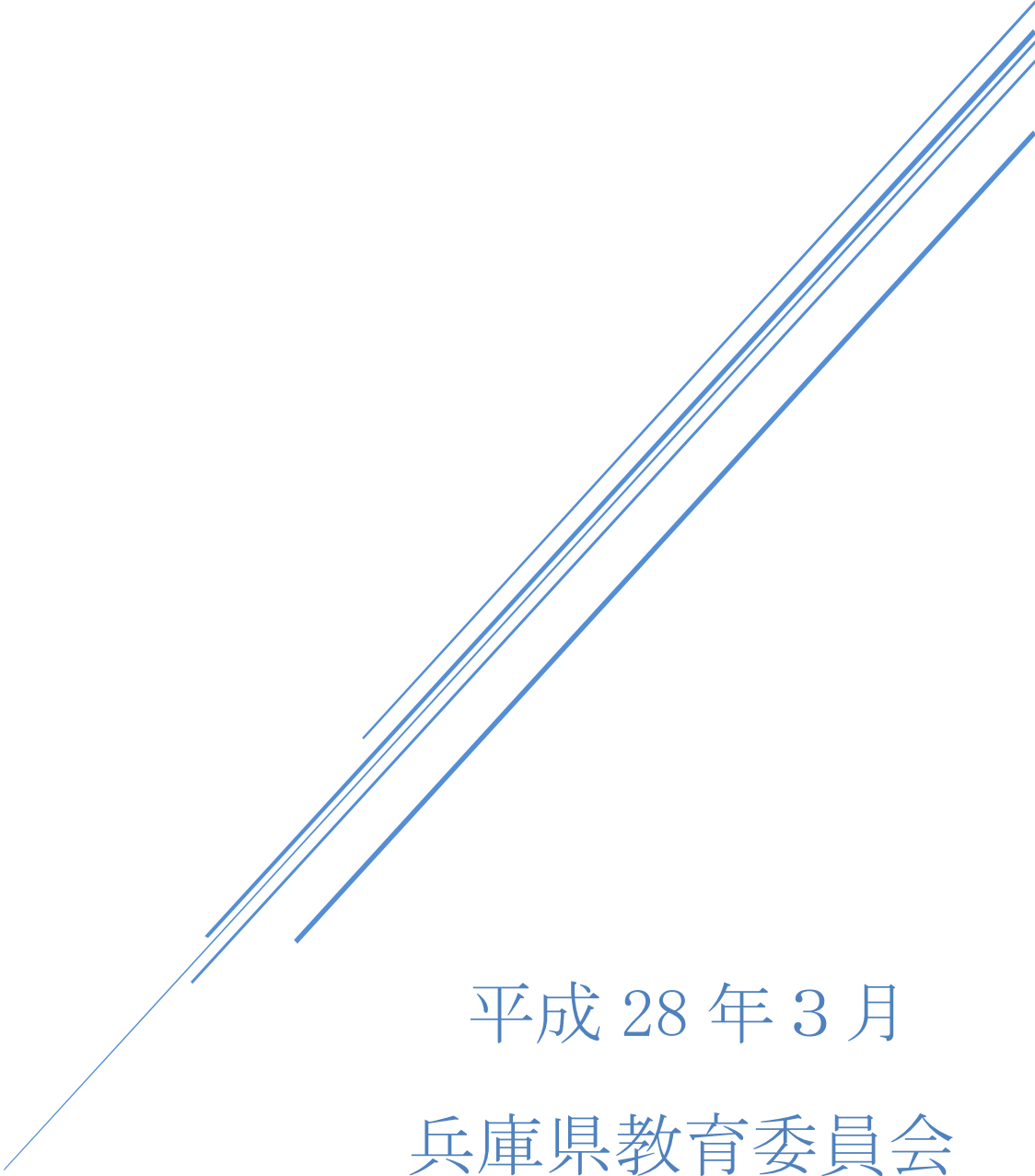


参画と協働が拓く 兵庫の未来

～政治的教養をはぐくむ教育の充実に向けて～



平成 28 年 3 月
兵庫県教育委員会

はじめに

平成 27 年 6 月、公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が、満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられました（平成 28 年 6 月 19 日施行）。今回の法改正により、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部（以下、高等学校等と記す。）の生徒の一部は在学中に有権者となり、国政選挙・地方選挙での投票が認められることとなりました。これを契機に政治的教養をはぐくむ教育（以下、政治的教養の教育と記す。）を一層充実させ、社会の形成に責任を持って主体的に参画していく生徒の育成が求められるようになりました。

しかしながら、従来とは異なる全く新しい取組が求められているわけではありません。これまでも、実際の政治に関わる前段階として、各教科・科目や総合的な学習の時間、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事の特別活動等の時間を通じて、「平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養の教育を実施してきました。これらの教育活動を見直す視点に立ち、あらゆる場面で政治的教養の教育を推進することが肝要です。平成 27 年 10 月 29 日付で文部科学省から「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下、文科省通知と記す。）が出され、政治的教養の教育の推進についての考え方が示されました。また、平成 27 年 11 月には、総務省・文部科学省発行の『私たちが拓く日本の未来』（以下、副教材と記す。）がすべての高等学校等の生徒に配布され、同時に『活用のための指導資料』（以下、指導資料と記す。）が教員に配布されました。

しかし教員の中には、政治的教養の教育の重要性は認識しながらも、現実には「実際、教員がどこまで踏み込んで指導していいのかわからない」、「何を、どのように指導すればいいかわからない」などという戸惑いもあると思います。その結果として「結局よくわからないから、指導できない、指導する自信がない」、「公民科の教員に任せておけばいい」等、教員が消極的になり、指導をためらうことがあるかもしれません。

この県事例集は、このような教員の疑問や不安にこたえ、副教材と指導資料を有効に活用し、教育活動全般を通じてすべての教員が政治的教養の教育に積極的に取り組むことができるよう作成しました。そのために、第 1 章、第 2 章で政治的教養の教育に取り組むための基本的な知識及び留意事項を、第 3 章、第 4 章及び資料編では、民主主義の意思決定プロセスを学ぶことにより参画と協働への意識づけをはかり（第 3 章）、自治活動の力を培い（第 4 章）、公共的課題の解決に向けて取り組む（資料編）という構成で具体的な指導事例を示しました。

高等学校等における政治的教養の教育の基盤は、日々のホームルーム活動や生徒会活動を活性化させ、生徒一人一人が自ら課題を見つけ、仲間とともに解決策を模索し、実行していく力を身に付けることにあります。

すべての教員がこの県事例集と副教材、指導資料を活用することによって、政治的教養の教育に取り組み、生徒の政治意識が高まり、主体的に社会へ参画し協働しようとする態度が養われることを期待しています。

目 次

第1章 民主主義の担い手の育成に向けて 2

- 1節 民主主義の担い手 育成カリキュラム 2
- 2節-1 副教材と特別活動・公民科の学習内容との対応表 3
- 2節-2 副教材と県事例集との対応表 4
- 3節 政治的教養をはぐくむ教育に関するQ&A 5
- 4節 選挙運動の可否の具体例（インターネットを使った選挙運動等） . . 9

第2章 政治的教養をはぐくむために 11

- 1節 地域社会の一員として 11
- 2節 参政権と国籍 12
- 3節 教員の指導上の留意点 14
- 4節 生徒の政治的活動等 18

第3章 課題の発見から解決へ 21

- 1節 意思決定のプロセスを学ぶ 21
- 2節 参画と協働
 - (1) ホームルーム活動における参画と協働の例 23
 - (2) 生徒会活動における参画と協働の例 23
 - (3) 公共的課題の解決に向けた参画と協働の例 24

第4章 自治活動の力を培う 25

- 1節 ホームルームへの所属意識と責任感を培う（第1学年相当） 26
- 2節 生徒会の中核としての自覚と責任感を培う（第2学年相当） 31
 - 補足事項 35
- 3節 有権者としての自覚と責任感を培う（第3〔4〕学年相当） 37
- 4節 選挙権を有さない生徒への配慮 41

第1章 民主主義の担い手の育成に向けて

1節 民主主義の担い手 育成カリキュラム

満18歳
在学中の選挙権行使

『私たちが拓く日本の未来』は副教材と記す

『参画と協働が拓く 兵庫の未来』は県事例集と記す

教員研修

副教材

解説編第1章 有権者になるということ

県事例集

第2章 政治的教養をはぐむために

第4章4節 選挙権を有さない生徒への配慮

第1学年

副教材

実践編第1章 学習活動を通じて考えたいこと

実践編第2章 話し合い、討論の手法 手法の実践①ディベートで政策論争をしてみよう

実践編第3章 模擬選挙

県事例集

第1章 民主主義の担い手の育成に向けて

第2章 政治的教養をはぐむために

第3章 課題の発見から解決へ

第4章1節 ホームルームへの所属意識と責任感を培う

第2学年

副教材

実践編第2章 話し合い、討論の手法 手法の実践②地域課題の見つけ方

実践編第5章 模擬議会

県事例集

第4章2節 生徒会の中核としての自覚と責任感を培う

資料編事例1 兵庫県安全利用自転車条例

資料編事例3 小学校の統合

第3学年

副教材

実践編第4章 模擬請願

県事例集

第4章3節 有権者としての自覚と責任感を培う

第4章4節 選挙権を有さない生徒への配慮

資料編事例2 大学の授業料と奨学金

2節ー1 副教材と特別活動・公民科の学習内容との対応表

『私たちが拓く日本の未来』			高等学校学習指導要領の項目	
項目	内容		教科・科目等※ ¹	内容※ ²
解説編	第1章	有権者になるということ	特別活動	生徒会活動
	第2章	選挙の実際		・生徒会の計画や運営
	第3章	政治の仕組み	公民科（現代社会） 公民科（政治・経済）	ホームルーム活動
	第4章	年代別投票率と政策		・ホームルームや学校の生活づくり
	第5章	憲法改正国民投票		現代の民主政治と政治参加の意義 民主政治の基本原則と日本国憲法 ・基本的人権の保障 ・国民主権 ・議会制民主主義と権力分立 ・政治参加の重要性 ・政治と法の意義と機能 ・自由・権利と権利・義務 など
実践編	第1章	学習活動を通じて考えたいこと	特別活動	ホームルーム活動
	第2章	話し合い、討論の手法 手法の実践① ディベートで政策論争をしてみよう		・ホームルームや学校の生活づくり
		手法の実践② 地域課題の見つけ方	公民科（現代社会） 公民科（政治・経済）	生徒会活動
	第3章	模擬選挙 模擬選挙（1） 未来の知事を選ぼう 模擬選挙（2） 実際の選挙に合わせて模擬選挙を やってみよう		現代の民主政治と政治参加の意義 民主政治の基本原則と日本国憲法 ・基本的人権の保障 ・国民主権 ・議会制民主主義と権力分立 ・政治参加の重要性 ・政治と法の意義と機能 ・権利と義務の関係 など
	第4章	模擬請願		公民科（現代社会） 公民科（政治・経済）
第5章	模擬議会			
参考編	第1章	投票と選挙運動等についてのQ&A	公民科（現代社会） 公民科（政治・経済）	現代の民主政治と政治参加の意義 民主政治の基本原則と日本国憲法 ・基本的人権の保障 ・国民主権 ・議会制民主主義と権力分立 ・政治参加の重要性 ・政治と法の意義と機能 ・権利と義務の関係 など
	第2章	学校における政治的中立の確保		
	第3章	調べてみよう		

※1 総合的な学習の時間においても、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるために、横断的・総合的な学習や探究的な学習の中で活用できる。

※2 内容については、学習指導要領について示された項目により作成している。

2節-2 副教材と県事例集との対応表

『私たちが拓く日本の未来』			『参画と協働が拓く 兵庫の未来』の項目		
項目		内容	項目	内容	
解説編	第1章	有権者になるということ	第1章 3節	政治的教養をはぐくむ教育に関するQ & A	
			第4章 4節	選挙権を有さない生徒への配慮	
	第2章	選挙の実際	第1章 4節	選挙運動の可否の具体例	
			第2章 4節	生徒の政治的活動等	
			第4章 2節	生徒会の中核としての自覚と責任感を培う	
	第3章	政治の仕組み		【公民科の授業で対応】※3	
第4章	年代別投票率と政策		【公民科の授業で対応】※3		
第5章	憲法改正国民投票		【公民科の授業で対応】※3		
実践編	第1章	学習活動を通じて考えたいこと	第3章 1節	意思決定のプロセスを学ぶ	
			第4章 3節	有権者としての自覚と責任感を培う	
			資料編	公共的課題の解決に向けて	
	第2章	話し合い、討論の手法	第3章 1節	意思決定のプロセスを学ぶ	
			第4章	自治活動の力を培う	
			資料編	公共的課題の解決に向けて	
			手法の実践① ディベートで政策論争をしてみよう	第1章 3節	政治的教養をはぐくむ教育に関するQ & A
			第4章	自治活動の力を培う	
			資料編	公共的課題の解決に向けて	
	第3章	模擬選挙	第4章 1節	ホームルームへの所属意識と責任感を培う	
			第4章 2節	生徒会の中核としての自覚と責任感を培う	
			資料編	公共的課題の解決に向けて	
		模擬選挙(1) 未来の知事を選ぼう	第1章 3節	政治的教養をはぐくむ教育に関するQ & A	
		模擬選挙(2) 実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう	第1章 3節	政治的教養をはぐくむ教育に関するQ & A	
		第4章	模擬請願	第4章 4節	選挙権を有さない生徒への配慮
	第5章	模擬議会	資料編	公共的課題の解決に向けて	
			第4章	自治活動の力を培う	
参考編	第1章	投票と選挙運動等についてのQ&A	第4章 4節	選挙運動の可否の具体例	
			第2章 4節	生徒の政治的活動等	
			第4章 4節	選挙権を有さない生徒への配慮	
	第2章	学校における政治的中立の確保	第1章 3節	政治的教養をはぐくむ教育に関するQ & A	
			第2章	政治的教養を育むために	
	第3章	調べてみよう			

※3 兵庫県では、公民科の現代社会を第1学年、政治・経済を第3学年で履修する場合が多い。

3節 政治的教養をはぐくむ教育に関するQ&A

Q1 なぜ、すべての教員が取り組むのですか。

- A 学校は民主主義の基本を学ぶ場でもあるため、学校教育全般を通して政治的教養をはぐくむ取組が求められます。民主主義は、国民が主体的に政治に関わることを前提とします。国民が主体的に政治に関わるためには、民主主義の仕組みやルールを身につける必要があります。学校教育の場は、社会そのものです。学校生活のあらゆる場面で、生徒が実際の人間関係や出来事、課題への向き合い方を通じて、民主主義とは何か、自由とは何かなどを自分で理解を深めることが必要です。だからこそ、すべての教員が取り組むのです。

Q2 地理歴史科・公民科の授業で取り組めばよいのではないですか。

- A 民主主義のなりたちや政治や選挙の仕組み等の専門的な知識は、地理歴史科・公民科で学びます。しかし、その知識を実際の社会生活に活かすためには、様々な体験・実践を重ねることが必要です。このような体験・実践の場として、総合的な学習の時間や特別活動などの活用が考えられます。政治的教養をはぐくむことは、教育の重要な目的のひとつであり、すべての教職員がこうした意識を持って積極的に取り組まなければなりません。

Q3 学校で学ぶ民主主義の基本的ルールは何ですか。

- A 生徒一人一人が学校生活をよりよくするための活動を他人任せにせず、自分の課題として主体的に考え、解決する能力を培うための民主主義の基本的ルールとは、以下のとおりです。
 - ① 誰もが自由に自分の意見を言える雰囲気の中で、小さな出来事も徹底的に話し合い、異なる意見や少数意見も尊重し、合意を形成していくプロセスを大切にすること。
 - ② 十分な話し合いがなされた上で、最終的に投票など多数決で合意が形成された後は、全員がその決定に従う義務が生じることが、多数決の原理であること。
 - ③ ただし、「特定の個人や少数者に不当に不利益を与える内容や、個人の価値観や心の領域に関することについては、多数決で決めてはならない」ことを理解すること。

Q4 教員（教育公務員）が政治的中立性を保持しなければならない根拠は何ですか。

- A 政治的中立性を保持しなければならない法的根拠は、下表に示すとおりです。

根拠となる法律	禁止または制限される行為	規定の趣旨	詳細参照
教育基本法 第 14 条第 2 項	特定の政党を支持し又は反対するための政治教育その他政治的活動の禁止	「公の性質」を有する学校においては、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張が持ち込まれたり、学校が政治的活動の舞台となることは、厳に避けるべきである。	指導資料 72～74 頁
教育公務員特例法 第 18 条	国家公務員の例による政治的行為の制限（国家公務員法第 102 条および人事院規則 14-7 に定める政治的行為の制限）	教育公務員は地方公務員であるが、教育を通じて国民全体に奉仕するという職務と責任の特殊性に鑑みたもの。選挙権の行使を除く外、政治的行為を禁止している。	指導資料 74～79 頁
公職選挙法 第 136 条の 2	公務員の地位を利用した選挙運動の禁止	選挙運動の公正を害するおそれがあるため、公務員がその地位を利用して選挙運動を行うことを禁止している。罰則あり。	指導資料 83・84 頁
公職選挙法 第 137 条	教育者の地位を利用した選挙運動の禁止	選挙運動の公正を害するおそれがあるため、教育者がその地位を利用して選挙運動を行うことを禁止している。罰則あり。	指導資料 81・82 頁

教員の政治的中立性が求められる基本的な理由は、「公の性質」を有する学校において特定の政治的立場に偏った教育が行われてはならないからです。

また、「生徒の政治的教養を高めるためには、教員が政治的中立性を保持することが必要である」からです。教員が特定の政治的意見を語ることは、生徒に大きな影響を与えることとなり、教育効果を低下させることとなります。

生徒が身につけるべき政治的教養の具体的中身は、民主主義についての知識にとどまるものではありません。副教材 7 頁には「課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力」と、「根拠をもって自分の考えを主張し説得する力」が示されています。指導資料 73 頁には、「現実の政治の理解力、およびこれに対する公正な批判力」、「民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念」があげられています。

政治的道徳や政治的信念という、生徒の個性的・内面的な部分を尊重しながら、生徒が、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていく意識や態度を養うためには、教員は特定の政治的見解や意見を生徒に対して伝えてはならず、政治的中立性を確保する必要があるのです。

Q5 政治的に異なる見解がある現実の課題をホームルーム活動で取り上げる際の留意点は何ですか。

- A 政治的教養の教育の目標のひとつは、生徒が様々な情報や多様な見解に触れたうえで、自らの判断で権利を行使できるようになることです。ホームルーム活動は、生徒が多様な見解に触れ、自分とは異なる立場の意見も受けとめつつ議論を深め、仲間とともに考えることを学ぶ場として重要です。そのために、教員は生徒の理解を深めるために、政治的中立を保ちつつ多様な見解を提示することが必要です。

課題の設定における留意点と、資料の提示における留意点を区別しておきます。

【課題の設定における留意点】

政治問題を取り上げる場合に必要な配慮は、生徒がその問題に対して広く、深く考えられ、どのような政治的立場からでも自分の意見を発言しやすくなるように課題を設定することです。原子力発電を例にとります。「原子力発電所を再稼働してもよいか」という課題を設定すると、初めから現実の政治的な対立を教室に持ち込むことになってしまいます。しかし、「これからの日本における電気エネルギーの供給はどのようにしたらよいか」という課題を設定すれば、その課題を追究する過程で、生徒は原子力発電を含め、さまざまな発電方法のメリット、デメリットや世界の状況等を考察することができます。

【資料の提示における留意点】

- ① 教員は多様な見解や政策を示すことです。資料を提示する場合は、見解の争点を明らかにすることに重点を置き、異なる双方の立場からの資料と、その対立を第三者として論じている立場からの資料を示すようにします。
- ② 使用した資料等は、必要に応じて公開することが信頼性を高めることにつながります。
- ③ 教員は、ホームルーム活動を通じて生徒一人一人が認識を広め、思考を深めることと、全体の議論を深めることに配慮した資料を提示します。

Q6 教員は、政治的に異なる見解がある現実の課題について、自分の考えや意見を自由に述べても良いのですか。

- A 教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、自分の考えとして特定の見解を述べることは避けてください。

重要なことは、本時の目標が自分の見解を直接的に生徒に伝えたり、話し合いに結論を求めたりすることではありません。生徒が認識を広め、考えが深まるようにするための効果的な課題の設定と資料の提示をすることであり、議論の過程で生徒の話し合いを整理するとともに、対立点を明確にし、焦点をしぼると理解が深まります。また、教員から複数の対立意見を示すことで進行がよりスムーズになることもあります。

Q7 模擬投票を実施する場合の留意点は何ですか。

- A

- ① 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得るなど連携を図ってください。また、保護者に対しては必要に応じて、事前に実施のお知らせを配布してください。
- ② 選挙運動期間中のビラやパンフレット、ポスターなどの文書図画の頒布・掲示は公職選挙法で制限されています。
- ③ 実際の選挙を題材とした模擬投票の結果を公表することに関しては、当該選挙の当選人の確定後に行なうことは認められています。
- ④ 模擬投票を行うにあたっての留意点の詳細は、指導資料35～40頁、44～58頁、および指導資料91～93頁（「学校における指導に関するQ&A」のQ10、Q11、Q12）を参照してください。

Q8 総合的な学習の時間に、講師として国会議員や地方議員等を招き、政治的教養を育む教育を実施できますか。

- A 政治的中立に配慮すれば、実施してもかまわないでしょう。ただし、議会事務局等と連携し、すべての会派の議員に依頼するなど、生徒が様々な意見に触れることができるように工夫することが必要です。他にも留意すべき点があります。詳細は指導資料88頁（「学校における指導に関するQ&A」のQ5）を参照してください。

4節 選挙運動の可否の具体例 (○…可、×…不可、△…条件・状況によっては可)

(1) インターネットを使った選挙運動

考えられる事例	活動の主体	
	満 18 歳以上	満 18 歳未満
ホームページやブログ、Twitter、Facebook、LINE、掲示板などで自分の選挙運動メッセージを載せる。 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿する。	○	ただし、電子メールアドレスやその他その人に連絡するための情報 (Twitter のアカウントや返信用フォームの URL 等) を表示することが義務付けられている。
ホームページやブログに応援する候補者の選挙用ポスターや政党のビラを掲載する。	○	電子メールアドレスやその他その人に連絡するための情報 (Twitter のアカウントや返信用フォームの URL 等) を表示すれば、掲載する内容に制限はない。ただし、掲載したものを印刷して配布することは選挙運動用文書図画の頒布に当たり、禁止される。
Twitter で候補者の選挙運動メッセージを拡散するために、返信したり、リツイートしたりする。	○	Twitter で候補者の選挙運動メッセージを拡散する行為は、「選挙運動用文書図画の頒布」となるが、電子メールアドレスやその他その人に連絡するための情報 (Twitter のアカウントや返信用フォームの URL 等) を表示すれば、可能となる。
選挙に関する意見が書かれた Facebook のページを見て、「いいね」したり「シェア」したりする。	○	「いいね」は直ちに選挙運動にはならないが、状況によっては選挙運動用文書図画の頒布とみなされることもある。また、「シェア」も状況によっては選挙運動となる。
学校で行った模擬選挙の結果を Facebook で公表する。	×	特定の選挙に関する候補者・政党等を対象とした学校での模擬投票は公職選挙法の「人気投票」に当たり、その結果を公表することは同法で禁止されている。
選挙権を持つ同級生に電子メールで、応援する候補者への投票を依頼する。	×	電子メールを使った選挙運動は候補者と政党等にのみ認められている。違反すると禁錮刑・罰金刑が課されることがある。
候補者から送られてきた電子メールを、選挙権を持つ先輩に転送する。	×	電子メールを使った選挙運動は候補者と政党等にのみ認められており、禁止されている。

(2) 積極的な活動としての選挙運動

考えられる事例	活動の主体	
	満 18 歳以上	満 18 歳未満
休日に、応援する候補者の個人演説会の運営を手伝う。	○	ただし、報酬を受け取ることはできない。 ×
昼食をおごってもらう代わりに、今度の選挙で特定の候補者の選挙運動への協力を約束した。	×	金品の授受がなくても、選挙運動の見返りに食事をおごってもらうことは公職選挙法が買収罪として禁じる「供給・接待」にあたる。実際に食事をおごってもらっていなくても、そういった約束をただけで買収罪に問われる。
休日に同級生の家に行って、応援する候補者への投票を依頼してまわる。	×	戸別訪問の禁止
報酬や交通費をもらって、電話での投票依頼のアルバイトを行う。	×	電話での投票依頼は選挙運動に当たるため、報酬をもらって従事すると買収罪に該当する。 報酬を受け取ることができるのは ・アナウンス等を行う車上等運動員 ・手話通訳者 ・選挙事務所内で従事する選挙事務員 また、実費以上の交通費を受け取ることは禁止されている。
選挙事務所ではがきのあて名書きやポスター掲示の単純作業のみのアルバイトをする。	○	選挙人に対し、直接に投票を勧誘する行為又は自らの判断に基づいて積極的に投票を得又は得させるために直接・間接に必要・有利なことをするような行為を行うことなく、専らそれ以外の労務に従事する行為をアルバイトとして行うことは、公職選挙法上禁止されていない。ただし、アルバイトに関する学校の規程との整合性を考慮して判断することが必要。
調べ学習の資料として、政党が配布するマニフェスト集を教室で配布する。	△	選挙権を有する者に対するマニフェストの配布は、公職選挙法上、政党・候補者の選挙事務所内、法定の演説会場内・街頭演説の場所以外では配布できない。 ただし、政党等のホームページに掲載されているマニフェストを用いて調べることは可能(各生徒がプリントアウトして調べることも可能)。

参考文献

18歳選挙権研究会監修 (2015) 『18歳選挙権に対応した先生と生徒のための公職選挙法の手引』

(国政情報センター)

第2章 政治的教養をはぐくむために

1節 地域社会の一員として

教育基本法

第14条 良識ある公民^{※1}として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

学校における政治的教養の教育は、在籍するすべての生徒が対象である。後述するように、選挙権を有するのは日本国籍を有する者のみであるが、政治的教養を身に付け、国家・社会の形成に積極的・主体的に参画し、多様な人々と協働する力をはぐくむことは、日本国籍を有するか否かを問わず、すべての生徒に必要なものである。

私たちの暮らす地域社会には多様な人々が共に暮らしており、外国籍の人々（以下、外国人^{※2}と記す。）も地域社会の一員として尊重されなければならない。また、地域の様々な課題を解決しつつ、よりよい社会をつくり、豊かな暮らしを実現するためには、国籍を問わず、すべての人々が共生し、参画・協働することが大切である。

そのためには、請願権や請求権等の権利が、選挙権を有さない外国人を含む日本に暮らすすべての人々に等しく認められており、民主主義を実現する上で重要な役割を持っていることなどについて、すべての生徒が認識を深めることが重要である。さらに、違った立場の仲間とともに学ぶことで日本国籍を有する生徒たちにとっても新たな気づきが生まれ、有権者として身に付けておくべき資質がいつそ高められることが期待される。

※1 指導資料 73 頁参照。

※2 国籍法第4条参照。ただし、外国人という言葉から排他性を感じる場合もあることに留意すること。また外国籍であっても日本で生まれ育ち、日本語を母語とする生徒・保護者は、外国人と呼ばれることに違和感や疎外感を持つことがあるので、個別の状況に応じた配慮が必要である。

2節 参政権と国籍

日本国憲法

- 第 15 条 ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

日本国憲法

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

日本国憲法では、上記のように公務員の選定罷免権を国民固有の権利であるとし、日本国民の要件は別途法律で定めるとしている。ここでいう法律が国籍法である。

国籍法

第 1 条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

第 2 条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 1 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 2 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 3 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

第 3 条 父又は母が認知した子で 20 歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

第 4 条 日本国民でない者（以下、外国人と記す。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

このように国籍法では日本国籍を有するものを日本国民とし、出生（第 2 条）、認知（第 3 条）、帰化（第 4 条）による国籍取得の要件を明示している。永住者として長い間日本に暮らし、日本語を母語とする者でも、上記の要件を満たして日本国籍を取得していなければあくまで外国人であり、法的には日本国民ではないとされる。出入国管理及び難民認定法改正によって日本に定住もしくは中長期滞在し、就労するようになった南米からの日系人も、同じく法的には日本国民ではない。

公職選挙法

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

公職選挙法では、上記のように選挙権は「日本国民で年齢満18年以上の者」が有するとされており、永住者であっても外国人には選挙権がない。私たちが日々接している生徒の中にも、外国籍の生徒がいることに留意し、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や「外国人児童生徒にかかわる教育指針（平成12年 兵庫県教育委員会）」等も踏まえ、各学校の実情に即した指導のあり方を工夫することが必要である。外国籍の生徒への具体的な指導上の留意事項や実践例については、第4章4節「選挙権を有さない生徒への配慮」に示す。

外国人児童生徒にかかわる教育指針（抜粋）

（平成12年 兵庫県教育委員会）

〈基本的な考え方〉

- 1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。
- 2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。
- 3 共生の心を育成することを目指し、すべての児童生徒に多様な文化をもった人々と共に生きていくための資質や技能を身につけさせる。
- 4 外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

3節 教員の指導上の留意点

(1) 学校

高等学校等における政治的教養の教育について、文科省通知は、「国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものである」としている。そして、生徒が有権者として自らの判断で権利を円滑に行使することができるよう、授業において、①現実の具体的な政治的事象を取り扱うこと、②模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を行うことを明確にしている。

指導上の留意事項については、以下のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要であること。

授業における政治的教養の教育は、議会制民主主義など民主主義の意義や、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を深めることに関しては、公民科が中心となる。しかし、学習指導要領には、公民科以外の教科・科目の内容にも、政治的教養の教育に結びつく項目が随所に見られる^{※3}。教科を問わず、日常の授業の中で政治的教養を高めることを意識して指導を行うことが求められる。

※3 各教科で政治的教養と結びつけることのできる内容の例（高等学校学習指導要領より）

理科…環境問題、防災について など

保健体育…医療、健康に関する様々な課題 など

家庭…「人の一生と家族・家庭及び福祉」、「生活の自立及び消費と環境」 など

情報…「情報の活用と表現」、「情報社会の課題と情報モラル」 など

その他、国語や外国語では、政治的教養に結びつく内容が随所に取り入れられている。

また、政治的教養の教育は、総合的な学習の時間や特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）など学校教育全体を通じて、すべての教員が、効果的かつ適切に行うべきものである。特に、ホームルーム活動や生徒会活動を通じて自治活動の力を培うことは、政治的教養を身につける上できわめて重要である。第3章・第4章・資料編及び国の副教材実践編を参考に、学校の実情に合わせて指導方法を工夫したい。

（２） 教員

日本国憲法

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

私たち教育公務員は日本国憲法を尊重し擁護する義務を負う。政治的教養の教育をはじめ、すべての教育活動は、日本国憲法およびその他の条約・法令を踏まえた適切な指導でなければならない。

教育基本法第14条第1項（本章1節参照）は、民主主義社会の実現を図るためには、政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定している。

政治的教養の教育において、国家・社会の諸問題の解決に主体的に参画していく生徒を育てるためには、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう指導することが最も重要である。そこで、授業等において現実の具体的な政治的事象も取り扱うなど、具体的かつ実践的内容となるよう工夫しなければならない。

また、ホームルーム活動等においては、生徒一人一人が尊重され、安心して自分の意見を表明できる環境を作ることが大切である。学校生活の中で、生徒自らが課題を見つけ、話し合いを重ねて意思決定をしていくプロセスを繰り返し経験することにより、有権者として求められる資質を身につけさせたい。

これらを実践するにあたり、文科省通知で示された指導上の留意事項については、本節（１）でまとめたとおりである。

(3) 学校及び教員の政治的中立性の確保（指導資料 72～74 頁参照）

教育基本法

第 14 条

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、学校は政治的中立性を確保することが求められる。教員についても、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、その言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから、法令に基づく制限などがある。

政治的中立性の確保の観点から学校が留意すべき事例

地方公共団体の首長、国会議員、地方議会議員 等（以下、政治家等と記す）を招く

（指導資料 88 頁 Q5 参照）

- 政治家等の発する政治的課題の見解は、多様な見方や考え方のひとつであり、そのことを生徒に理解させるために、必要に応じて事前・事後指導を行う。
- 政治家等の協力を得る場合には、事前にその学習の趣旨やねらいを保護者に周知し、理解を得る。
- 政治家等を招く場合には、管理職と相談の上、議会事務局等と連携するなど、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるよう工夫をする。

模擬選挙の実施（指導資料 49 頁及び 92 頁 Q11 参照）

- 実際の選挙に合わせて実施する場合には、実在する政党名を出し、その政党の政策を提示することができる。その際には、実在する全ての政党を取り扱う必要がある。学校が一部の政党や候補者を除いて模擬選挙を実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼす可能性があり、適当ではない。
- 公職選挙法第 138 条の 3 は「人気投票の公表の禁止」を規定している。従って、選挙期間中に模擬選挙の結果を公表することはできない。実際の選挙での当選人確定後の開票及び結果の公表であれば差し支えない。

教員の留意事項については、文科省通知で次のように示されている。

- 個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。
- 多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。
- 学校の内外を問わず、その地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないよう留意すること。

より具体的には、以下の点に留意することが必要である。

政治的中立性の確保の観点から教員が留意すべき事項

- 一方的見解を十分な配慮なく取り上げることのないようにする。
- 国民の中に様々な見解がある事象を取り上げる場合、異なる見解を比較できるように配慮する。新聞記事等を資料として用いる場合には、単に複数紙の記事を用いればよいのではない。一紙であっても複数の見解が示されていれば利用できるし、複数紙を用いても同じような見解を示すのみであれば適切とはいえない。
- 個人的な主義主張を避けた指導を行うための注意点
 - i 教員が提示した見解を生徒に押し付けることのないようにする。
 - ii 教員が提示した見解が、多様な見方や考え方のうちの一つであることを生徒に理解させる。
 - iii 政治的に論争のある課題は、論争があるものとして理解させる。
→これが正解、これが正義、これが結論というものを導くことが目的ではない。
- 現実に存在する政党名をあげ、その政党が主張する政策等に触れることは可能である。その際、一つの政党の主張のみを取り上げることは避け、授業のねらいに合った理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介する。
- 生徒が理由なく、ある政党や政策を非難したり支持したりするような場合には、その生徒に対しては根拠を持って主張し他者を説得できるように指導するとともに、他の生徒の発言機会と発言時間を確保するよう努めなければならない。

(4) 教員の政治的行為の制限（指導資料 74～80 頁参照）

国家公務員法

第 102 条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

国家公務員法では、職員の政治的行為の制限について上記のように定めており、私たち教育公務員も教育公務員特例法に基づき、この規定に準じた扱いとなる。禁止される具体的な政治的行為や、想定される具体的な事例については指導資料の 76～79 頁が参考になる。

(5) 教員の地位利用の選挙運動の禁止（指導資料 81～84 頁参照）

公職選挙法

第 137 条 教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

公職選挙法では、上記のように教員としての地位を利用して選挙運動をすることが禁じられている。児童や生徒はもちろん、その保護者らに特定の候補者や政党への支持を働きかけることも禁じられており、実際に有罪とされた例としては、児童宅を家庭訪問した際に、保護者に対して特定候補への投票を依頼したケースがある。

4 節 生徒の政治的活動等

(1) 満 18 歳の年齢計算（指導資料 93 頁 Q14 参照）

日本では、誕生日の前日に 1 歳年齢が上がると定められているので、選挙権については満 18 歳の誕生日の前日に有権者となる。選挙運動を行えるのも満 18 歳の誕生日の前日からである。

高等学校等では、選挙権を有する生徒と有さない生徒が混在するため、生徒の指導に当たって留意する必要がある。（第 1 章 4 節、本節（3）、及び第 4 章 4 節参照）

(2) 高等学校等の生徒の政治的活動等の定義

選挙運動や政治的活動は、本来法律に基づき自由に行えるものであり、高等学校等は満 18 歳以上の生徒が行う選挙運動等の活動を尊重することが求められる。

政治的活動等の用語について、文科省通知では以下のように定義されている。

選挙運動：特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすること。有権者である生徒が行うものをいう。

政治的活動：特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為。選挙運動は含まない。

投票運動：特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすること。

(3) 高等学校等の生徒の政治的活動等の制限や禁止事項

今後、高等学校等の生徒が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待される一方で、学校は、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、政治的中立性を確保することが求められている。また、高等学校等は学校教育法並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成すべく生徒を教育する公的な施設であることなどを踏まえ、高等学校等の生徒による政治的活動等については、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約（制限又は禁止）を受ける場合がある。

未来の社会を担っていく若い世代の意見を政治に反映させていくことが望ましいという今回の法改正の趣旨を踏まえつつも、生徒が選挙運動や政治的活動を行う際には、生徒の学業や生活に支障がないよう、また、生徒が公職選挙法等の法令に反することがないよう、きめ細やかな教育的配慮が必要である。

保護者が選挙運動や政治的活動に熱心であるあまり、その活動に対して生徒を過度に参加させ、結果として学校生活に支障をきたすような場合には、保護者と丁寧に話し合い、理解を求める必要がある。

制限又は禁止の対象となる生徒の政治的活動等の事例として、次のようなものが考えられる。

学校の構内における生徒の政治的活動等

【禁止】

- ・授業のみならず、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事、部活動等の教育活動の場を利用した選挙運動や政治的活動
- ・入学式や卒業式等において演壇を占拠するなどし、式典の秩序を乱す行動

【制限又は状況によっては禁止】

- ・他の生徒の日常の学習活動に支障があると認められる場合
- ・学校施設の物的管理の上での支障があると認められる場合

学校の構外における生徒の政治的活動等

【禁止】

- ・暴力行為・破壊行為等違法行為を伴う恐れがある政治的活動
- ・18歳未満の者を動員した選挙運動への参加
- ・許可を受けずに、公道・公園等を占拠して行う集会やデモへの参加
- ・特定の少数者（民族、社会的立場・境遇等）に対する、誹謗中傷・差別的な言動を伴う行動

【制限又は状況によっては禁止】

- ・政治的活動に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ・政治的活動に熱中するあまり、生徒間における政治的対立が生じる場合

このような制約のために各学校で校内規定を設ける場合、生徒の参政権を侵害しないように配慮すると同時に、学校・生徒・保護者・地域が一体となって共通理解をはかり、十分に合意を得ることが求められる。法律上の専門的な議論も予想されることから、教育委員会や県及び市町選挙管理委員会などの法律の専門家等、関係機関との連携も必要となる。

また、法令違反があった場合や校内規定に違反した場合には、関係機関とも協力しながら、生徒本人及び保護者と丁寧に話し合い、結論を出すよう努めることが大切である。

(参考資料)

「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」

(平成 27 年 10 月 29 日)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm

第3章 課題の発見から解決へ

政治とは、私たちが国家や社会について重要と考えるものを、国家や社会としてどのような状態であることが良いのか、優先順位をつけて決定することである^{※1}。生徒一人一人が、ホームルームや学校、身近な地域、さらには国家の一員として自覚を持ち、自ら考え判断し、課題解決の方法を学ぶことが重要である。そのため、話合いや議論を通じて参画し、協働する態度を養い、意見をまとめ行動するに至るプロセスを学ぶことが大切である。

※1 副教材 4 頁参照

1 節 意思決定のプロセスを学ぶ

(1) ねらい

国家・社会の形成者（「民主主義の担い手」）として求められる力を培う。

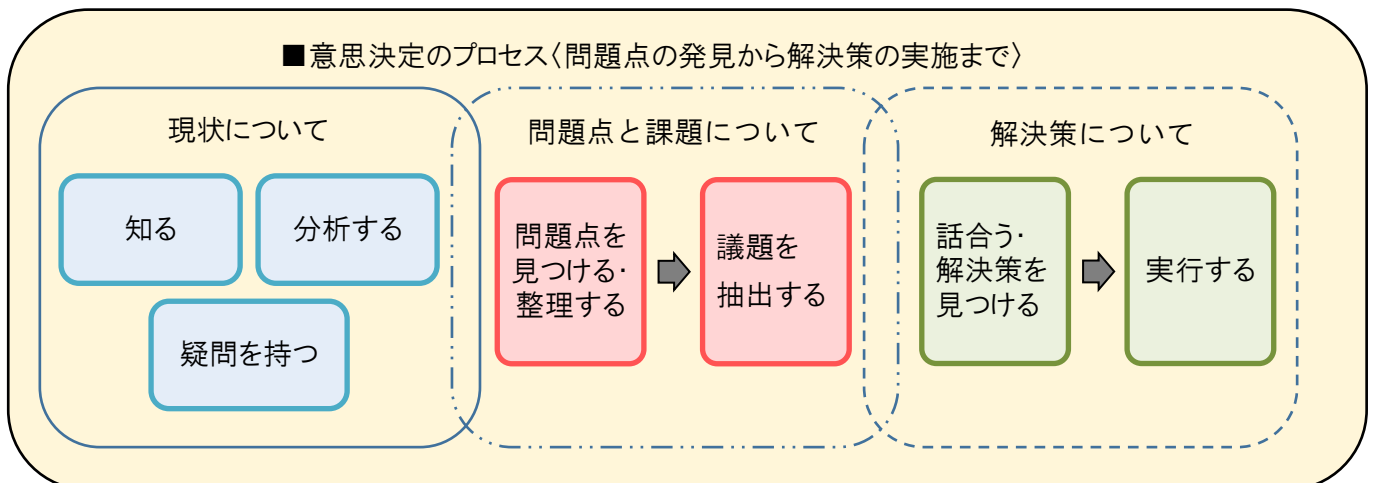
(2) 求められる力^{※2}

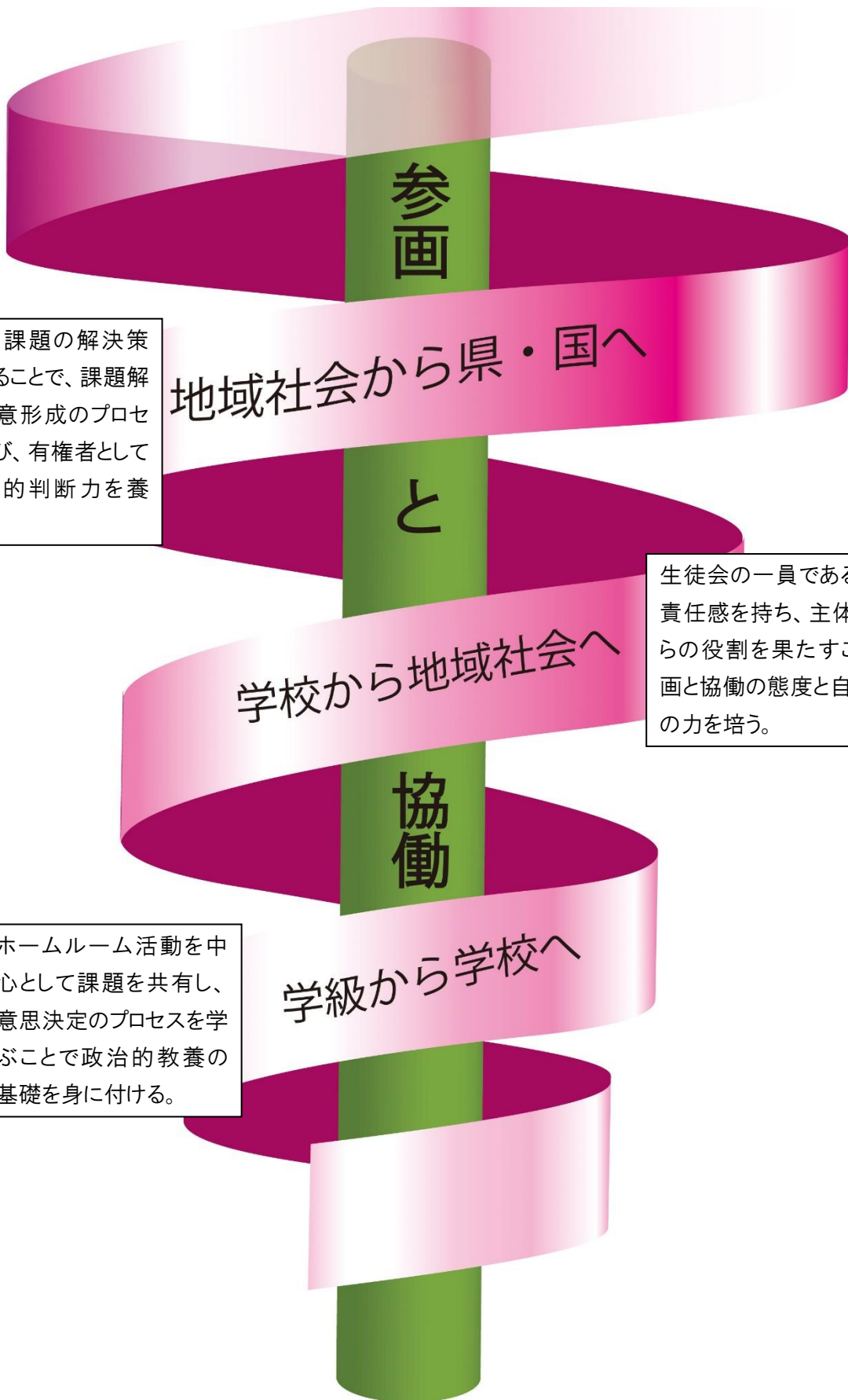
- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

※2 副教材 30 頁、指導資料 7 頁参照

(3) 意思決定のプロセス

生徒は、身近なホームルーム活動を通じて様々な問題点を見つけ、課題を抽出し、解決策をつくり、実行することを学ぶ。このように意思決定のプロセスを学ぶことは、良識ある公民として身に付けるべき政治的教養の基礎となる。そして、ホームルームから学校、学校から身近な地域、さらには国へと視野を広げることが民主主義の担い手を育成することにつながる。





公共的課題の解決策を
考えることで、課題解決
と合意形成のプロセスを
学び、有権者としての
政治的判断力を養う。

生徒会の一員である自覚と
責任感を持ち、主体的に自
らの役割を果たすことで参
画と協働の態度と自治活動
の力を培う。

ホームルーム活動を中心
として課題を共有し、
意思決定のプロセスを学
ぶことで政治的教養の
基礎を身に付ける。

2節 参画と協働

(1) ホームルーム活動における参画と協働の例

活動内容	参画	協働
★ホームルーム役員選挙	生徒がホームルーム役員の選出を通して、ホームルームへの所属意識を持つ。	ホームルーム役員とともに、生徒一人一人が協力して、ホームルーム生活の改善・向上のために取り組む。
★文化祭でのホームルーム企画の立案	ホームルーム役員を中心にホームルーム企画を主体的に立案し、文化祭に参画する。	ホームルーム役員が責任を果たして、生徒一人一人が役割を分担しながら、ホームルーム企画に協力して取り組む。
体育祭	体育委員を中心にホームルームの力が最大限発揮できるように、体育祭に参画する。	体育委員が中心となり、生徒一人一人が体育祭の円滑な進行に協力して取り組む。
校外学習 (班別自由行動)	校外学習の中で、生徒が日常の生活とは異なる望ましい経験を得るために、効果的な行動計画を立案する。	生徒一人一人が集団行動のきまりや公衆道徳を守り、自律的な集団行動を行う。
教室のゴミ問題	生徒一人一人が教室のゴミという身近な問題と教室の美化について考える。	教室のゴミという問題について話し合っ て、解決策を見出し、実行する。

★の活動内容は、第4章で事例として取り上げる。

(2) 生徒会活動における参画と協働の例

活動内容	参画	協働
★生徒会役員選挙	生徒が自分たちの代表である生徒会役員を自らの判断基準で選ぶことで、学校の一員としての所属意識を持つ。	生徒会役員は他の生徒と協働して、自らの公約を実現し、よりよい学校づくりをめざす。一人一人の生徒は公約の実現に協力し、生徒会活動を活性化させる。
生徒総会	生徒会役員が中心となり、生徒全員の参加のもと、生徒会活動についての議題を話し合う。	生徒会役員の提案を受け、生徒一人一人が議題の議決を主体的に判断し、決定事項を実行する。
文化祭	生徒会役員が中心となり各委員・係が自覚と責任感をもって役割を果たし、文化祭に参画する。	生徒会役員が中心となり、各委員・係が自分の役割を通して他者と協働し、文化祭に貢献する。
★生徒憲章の作成	生徒一人一人が生徒会の構成員として、学校の理想やあるべき姿を考え、主体的に学校生活へ参画する。	生徒全員が自分たちの意思決定に基づき、全体の成果目標を設定し、自覚と責任感をもって実行に移す。
球技大会	生徒会役員は体育委員とともに、球技大会のプログラムなどを企画・準備し、球技大会に参画する。	生徒会役員が中心となり、体育委員や審判を担当する生徒とともに、球技大会を円滑に進行させる。
ボランティア活動	生徒一人一人が地域社会に関心を広げ、ボランティア活動を通して、地域の担い手としてよりよい地域づくりに参画する。	生徒一人一人が社会の一員であるとの自覚を深め、地域住民などと協働して、よりよい地域づくりをめざす。

★の活動内容は、第4章で事例として取り上げる。

(3) 公共的課題の解決に向けた参画と協働の例

活動内容	参画	協働
★兵庫県自転車安全利用条例	県民として自転車の法令や安全で適正な利用についての知識を深め、現状について問題意識を持つ。	歩行者・自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、高校生の視点で解決策を検討する。
★大学の授業料と奨学金	国民として大学の授業料と奨学金の現状・課題などについて多面的・多角的に考察し、公的負担のあり方について考える。	大学の授業料と奨学金について自分の考えに基づき、課題解決のために協働する。
★小学校の統合	地域住民の一員として、地域の歴史的・地理的背景を学び、統合の争点を理解し、現状の課題の解決に参画する。	望ましい学習指導や学校運営を実現するために、様々な立場の人の意見や利害を超えて、課題を整理し合意形成する。
公共交通の維持	地域生活の基盤である公共交通を維持する必要性を理解し、費用負担のあり方を理解する。	公共交通のあり方を公正に判断し、維持のために協力する。
商店街の活性化	空き店舗の活用など地域商業の再生と活性化について学ぶ。	地産地消や食の安全など消費者としてイベントなどに参加し、意義を理解して積極的に行動する。
環境保全	人と自然が共生する地域を創ることの意義を学び、環境破壊と保全の現状について理解する。	環境を保全するために、緑化運動・景観保全などのイベントに参加するなど、主体的に行動する。

★の活動内容は、資料編で事例として取り上げる。

第4章 自治活動の力を培う

政治的教養の教育を推進するにあたり、各教科・科目とともに特別活動（ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事）が果たす役割は大きい。（指導資料 15 頁参照）

本章では、生徒の発達段階に応じた具体的なホームルーム活動や生徒会活動の展開例を示すことにより、生徒の自治活動の力を培い、政治的教養をはぐくむ。

従来から学校ではホームルーム役員選挙や生徒会役員選挙などが実施されてきたが、その多くは生徒の政治的教養を高めることを意識した実践とはなっていない。

本章で示す事例はいずれも、生徒が国家・社会の有為な形成者となることを目的として、生徒の参画と協働を促す取り組みとなっている（下表参照）。各校で生徒や地域等の実態に即した創意工夫を加えることにより、「民主主義の担い手」としての生徒を育てることに資することが望まれる。

節	事例	現状の課題	提示した事例の特徴とねらい
1	事例1 ホームルーム役員選挙のプロセスを学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> * 担任が中学時代や高校入学後の様子から判断し、正副委員長を指名する場合がある。 * 生徒同士で特定の誰かに押しつける場合がある。 * 仕事が楽だと思われる役職から順番に、元気な生徒が名前を書いて決まる場合がある。 	<p>◎ホームルーム役員選挙を通して民主主義のルールを基礎を学ばせる。</p> <p>→役員選挙のプロセスから投票の基本を学ぶとともに、ホームルームへの所属意識と責任感が、活発で民主的なホームルーム活動の基礎となることを認識させる。</p>
	事例2 文化祭でのホームルーム企画の立案	<ul style="list-style-type: none"> * 一部の声の大きな生徒の発案だけで出し物が決定し、少数意見が反映されない場合がある。 * 話し合いが行われず、いきなり多数決で結論を出す場合がある。 * いざ準備を始めると、特定の生徒が作業に追われる場合がある。 	<p>◎ホームルーム役員への責任感を育むとともに、話し合いを通してすべての生徒の参画と協働を促す。</p> <p>→話し合いを経て合意形成を図るプロセスが民主主義の基礎であることと、多数決の原理を理解させる。</p>
2	事例3 生徒会役員選挙のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> * 自主的に立候補する生徒は少数で、教員の熱心な働きかけにより、かろうじて定員が充足することがある。この場合、選挙のプロセスは重視されないことが多い。 * 具体的な公約を掲げる候補者よりも、人気者や強い個性が光る候補者が当選する場合がある。 * 無関心を決め込む生徒がいる。 	<p>◎生徒会と国政、生徒会役員選挙と国政選挙等を比較しながら学ばせる。</p> <p>→役員選挙を現実の選挙の模擬選挙と位置づけ、選挙の仕組みに関する基本的な知識を身につけさせる。また、自分たちの代表を自らの判断基準で選ぶことで、民主政治を身近に感じさせ、政治的教養の基礎を育む。</p>
3	事例4 生徒憲章の作成	/	<p>◎理想の学校づくりへの思いや誓いを明文化させるとともに、目標達成に向けた具体的な行動計画を考えさせる。</p> <p>→学校の主人公、民主主義の担い手としての自覚と責任感及び自治活動の力を培う。さらに、生徒が学校や社会を主体的に変えるための行動の一步を踏み出す契機ともなる。</p>
	事例5 生徒憲章アクションプランの策定		
4	事例6 満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒が混在する場合	/	<p>◎選挙権の有無や年齢、あるいは国籍に関係なく、生徒が政治を身近なものに感じ、民主主義の基礎力を培うための動機づけとなる考え方や実践事例を紹介することで、指導する教員の不安の軽減を図る。</p>
	事例7 日本国籍の生徒と外国籍の生徒が混在する可能性がある場合		

1 節 ホームルームへの所属意識と責任感を培う（第1学年相当）

事例1 ホームルーム役員選挙のプロセスを学ぶ

(1) ねらい

ホームルーム役員選挙を通して民主主義のルールの基礎を学ぶ。

(2) 事前準備

準備物：ホームルーム役員一覧、投票用紙、生徒用年間ホームルーム計画（参考資料参照）

(3) 本時の展開

展 開	指導上の留意点	民主主義のルールの基礎
導 入	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム役員の仕事内容と、役員選挙を行うことの意味を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム生活の改善・向上を他人任せにするのではなく、自分の課題として考え、役員選挙に積極的に参加していくことは、ホームルームの一員としての権利であり、責務でもあることを自覚する。
立候補	<ul style="list-style-type: none"> 立候補を促す。 立候補者には抱負を語らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルームの一員として役員選挙に参加する方法に、立候補（被選挙権の行使）と投票（選挙権の行使）があることを理解する。 立候補者は、抱負を語ることにより、根拠をもって説明することの重要性を学ぶ。
投 票	<ul style="list-style-type: none"> 立候補が重複した場合は候補者の中から、立候補者がいない場合にはホームルームの全員の中から、最も適任だと判断した生徒の名前を記して投票させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国憲法第15条4項は「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない」としている。誰からの干渉も受けずに自分自身で投票先を決めること（秘密選挙）の大切さを学ぶ。
結果の承認	<ul style="list-style-type: none"> 得票数の最も多かった生徒が当選人として承認されることを理解させる。 立候補者数が定数と同じだった場合の信任投票は行わないが、拍手等で必ず承認を得ておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 選出されたホームルーム役員を全員で承認することの意味を理解する。 <ol style="list-style-type: none"> 投票は一人一票の多数決の制度であると知る。 自分たちで選んだ代表者については、選ばれた役員の責務だけでなく、選んだ者にも構成員の一人として役員に協力する責任が生じることを知る。 実際の選挙では、投票に参加しなかった人（棄権）も、その当選人の当選に対して責任を負うことと、立候補の届出者数が定数を超えなかった場合は、無投票で当選となることを知る。
意識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画を配布し、以下のことを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> * 役員（選ばれた者）の予定と責任 * 全員（選んだ者）の役割と責任 	<ul style="list-style-type: none"> 年間の活動計画を全員が把握することにより、役員であるかどうかにかかわらず、1年間を通じてホームルーム生活の改善・向上のための活動に参画し、協働していくプロセスで育まれるホームルームへの所属意識と責任感が、活発で民主的なホームルーム活動の基礎となることを理解する。

参考資料：① 投票用紙例

(ア) ホームルームで1人を選出（推薦）する場合

候補者（推薦者） 名 前	平成○年○月○日執行 □□高等学校ホームルーム役員選出選挙投票
	○ 注意 候補者（推薦者）の名前は欄内に一人書くこと。

(イ) 生徒会役員を信任する場合

平成○年○月○日執行
□□高等学校生徒会執行部役員選挙投票

注 意

※ 会長（1名）、副会長（1名）、書記（2名）を信任投票とする。

- 1 信任の場合は、立候補者の名前の前の欄に○を記入すること。
- 2 不信任の場合は、何も記入しないこと。
- 3 「×」やその他の記号・文字などを記入すると無効となるので注意すること。

会長候補	<input type="checkbox"/> ○ ○ ○ ○
副会長候補	<input type="checkbox"/> ○ ○ ○ ○
書記候補	<input type="checkbox"/> ○ ○ ○ ○
	<input type="checkbox"/> ○ ○ ○ ○

※最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙では「やめさせたい」意味があれば「×」を書くが、学校教育の場であることを考慮して、信任する者に「○」を記入することとした。

事例2 文化祭でのホームルーム企画の立案

(1) ねらい

ホームルーム役員選挙の結果をふまえて、文化委員や委員長を中心に、文化祭でのホームルーム企画を立案する。役員への責任感を育むとともに、話し合いを通じたホームルーム全員の参画と協働を目指す。

(2) 事前の活動

展 開	指導上の留意点	ホームルーム役員の責任と自覚
文化委員会等 各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化委員会等、文化祭に向けて開かれる生徒会執行部主催の各種委員会にホームルーム役員を出席させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員は委員会の内容をホームルームで正確に伝達できるよう、自覚をもち委員会に出席する。 ・文化委員は、第1学年の参加形態が「ホームルームごとの展示」であることを理解し、注意事項を確認する。 ・会計委員は使える予算を確認する。
ホームルーム 役員打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、役員の主體的な活動を見守り、必要に応じて助言する姿勢であることを伝えておく。 ・ホームルームの展開方法や、司会進行などの役割分担を検討させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化委員は当然のこと、委員長、副委員長、ホームルーム運営委員等も、ホームルームでの話し合いと討論が活発になるよう協力する責務があることを自覚する。 ・会計委員は、予算の適正な執行などについて担任の助言と協力を得る。
準 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルーム活動をスムーズに展開するために必要な準備物等を役員に考えさせる。（ワークシート、投票用紙等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前準備の大切さを理解し、必要な準備物等を整えておく。 ・グループ分けの方法や人選については、あらかじめ担任と相談しておく。

(3) 本時の展開

展開	指導上の留意点	話し合い、討論の手法と留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会の内容を役員に説明させる。 司会(文化委員または委員長やHR運営委員)に、本時の話し合いの進め方を説明させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画を立案するにあたって、話し合いの基本は「テーマに沿って話をすること」「誰もが自由に自分の意見を言える雰囲気を作ること」であること、話し合いを通して合意を図ることの大切さを共通理解しておく。
展開1 グループ活動	<ul style="list-style-type: none"> グループ内で意見を出し合い、全体に提案する企画を1つ立てさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ブレインストーミング等で意見を引き出す。 参考資料②(ア)のワークシートを用い企画をまとめる。 内容だけでなく、予算、準備計画など、無理なく実現できる企画かどうか検討する。
展開2 全体活動	<ul style="list-style-type: none"> 各グループに自分たちの企画内容を発表させる。 質疑応答の時間を設け、話し合いを深めさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 発表グループは教室の前に出て、自分たちの企画の特徴を、根拠を明確にして説明する。 他の生徒は参考資料②(イ)のワークシートに記入し、各グループの考え方とその特徴を理解する。疑問点があれば質問をする。
展開3 合意形成	<ul style="list-style-type: none"> まず、話し合いでの意見の一致が可能か試みさせる。 最終的には、投票など多数決によって、ホームルームとしての企画を決定し、承認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの企画に他の企画の長所を取り入れた改善案や、複数企画を組み合わせた新しい提案があれば、遠慮なく発表できるルールを確認しておく。 多数決で企画が決定すると、全員がその企画の成功に向けて参画し、協働する義務が生じることを、投票を実施する前に確認しておく。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 民主主義における話し合いの重要性を説明する。 「模擬店がしたかった」などの意見があった場合は、「第2学年になったら生徒会執行部に入り、文化委員長として文化祭を変える」など、生徒会活動へのより積極的な関わり方を示すことで展望を持たせる。 今後の活動予定や役割分担を確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> テーマについて徹底的に話し合い、異なる意見、少数意見も尊重して、やがて合意を形成していくプロセスが民主主義の基本であることを理解する。 話し合いがもたれた上で、最終的に多数決で合意が形成された後は、全員がその決定に従うことが多数決の原理である*ことを理解する。

※ただし、「特定の個人や少数者に不当に不利益を与える内容や、個人の価値観に任されるべきこと、人の心の領域に関することについては、多数決で決めてはいけない」ことをおさえておく。

参考資料：② 事例2のワークシート例

(ア) グループ活動用

文化祭の企画を考えよう	
()年()組()班	
メンバー	班長()番 名前()
	()番 名前() ()番 名前()
	()番 名前() ()番 名前()
一押し企画名!	
ここがおすすめ (特長と利点)	
準備計画 (予算と日程)	
気になる点と その解消方法	

(イ) 全体活動用(発表を聞きながら個人が記入)

文化祭の企画を考えよう			
()年()組()番 名前()			
班	企画内容	私の評価	メモ
1		4・3・2・1	
2		4・3・2・1	
3		4・3・2・1	
4		4・3・2・1	
5		4・3・2・1	
6		4・3・2・1	
7		4・3・2・1	
8		4・3・2・1	
一番良いのはこれ!			

参考資料：③ 第1学年の年間計画例（平成27年度 ホームルームが原則として月曜日の場合）

月	日	1年 ホームルーム計画	生徒会行事	ホームルーム役員の活動
4	10	自己紹介	対面式 部活動紹介 生徒総会	・委員長、副委員長は代議員会で生徒総会のための議決に参加する。 ・すべての委員が活動内容等の説明を受け、理解する。
	13	ホームルーム役員選挙(前期)		
	20	生徒総会		
	27	新入生宿泊研修の振り返り		
5	11	文化祭準備		・文化委員を中心に文化祭についての説明を聞き、ホームルームで伝達する。 ・委員長を中心に全員で目標を決める。
	18	(1学期中間考査)		
	25	ホームルーム目標の決定		
6	1	文化祭準備	文化祭 生徒会役員選挙	・文化祭成功に向け各委員が協力する。 ・選挙管理委員は生徒会役員選挙の準備にあたる。 ・体育委員は球技大会の説明を聞き、ホームルームで説明する。
	8	文化祭準備		
	15	生徒会役員選挙		
	22	球技大会メンバー決め		
	29	科目選択ガイダンス		
7	6	生徒会役員認証式	生徒会役員認証式 球技大会	・体育委員は球技大会の準備と運営、体育祭の準備にあたる。
	13	体育祭メンバー決め		
9	7	進路ホームルーム①	体育祭	・体育委員、保健委員は体育祭を運営。 ・各種委員会で前期の各活動の振り返りを行う。
	14	前期活動の振り返り		
	28	ホームルーム役員選挙(後期)		
10	5	進路ホームルーム②		・すべての後期委員が活動内容等の説明を受け、理解する。
	19	(2学期中間考査)		
	26	人権ホームルーム①		
11	2	ホームルーム企画		・ホームルーム運営委員を中心に、委員長、副委員長は、担任と相談しながらホームルーム独自の行事や活動内容を企画し、運営する。
	9	ホームルーム企画		
	16	人権ホームルーム②		
	30	ホームルーム企画		
12	7	(2学期期末考査)		
	14	人権ホームルーム③		
	21	学年集会		
1	18	百人一首大会		
	25	進路ホームルーム③		
2	1	マラソン大会		・体育委員、保健委員はマラソン大会の実施に協力する。 ・体育委員は球技大会の説明を聞き、ホームルームで説明する。
	8	ホームルーム企画		
	15	(生徒休業日)		
	22	学年企画		
	29	(学年末考査)		
3	7	球技大会	球技大会	・体育委員は球技大会の準備と運営。 ・各種委員会で後期の各活動の振り返りを行う。
	14	(生徒休業日)		
	適期	後期活動の振り返り		

ホームルーム役員以外の生徒は、生徒会行事やホームルーム活動に積極的に参画し、協働する。

参考資料：④ ホームルーム役員一覧と仕事内容例

(任期：前期 4月～9月 後期 10月～翌年 3月 *通年の場合は1年間)

委員長(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・各ホームルーム役員の活動の全体的調整、推進、総括。 ・起立、礼の号令。 ・ホームルームを代表する代議員として、生徒会の議決にかかわる場合がある。
副委員長兼書記(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の補佐。 ・ホームルームを代表する代議員として代議員会を構成。
ホームルーム運営委員 (2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルーム運営委員会を構成。 ・ホームルームの企画、準備、運営の中心となる。
会計委員(2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計委員会を構成。 ・ホームルームの会計事務。
文化委員(2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化委員会を構成。 ・文化祭等文化的行事の企画。
美化委員(2名)	<ul style="list-style-type: none"> ・美化委員会を構成。 ・清掃用具、その他教室内備品の管理。 ・校舎内の清掃点検。
保健委員(男女各1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健委員会を構成。 ・身体計測、健康診断などの保健の仕事。
体育委員(男女各1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・体育委員会を構成。 ・体育の授業連絡などを行う。 ・体育祭、球技大会など体育的行事の企画、運営。
図書委員(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・図書委員会を構成。 ・図書の貸し出し、整理など図書館の運営。 ・「図書だより」の発行。
風紀委員(男女各1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・風紀委員会を構成。 ・校内の規律の確立。 ・行事の時などの校門立ち番、校内巡視。
選挙管理委員(1名) (*通年)	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会を構成。 ・生徒会役員、ホームルーム役員の選挙投票事務。

2節 生徒会の中核としての自覚と責任感を培う（第2学年相当）

事例3 生徒会役員選挙のプロセス

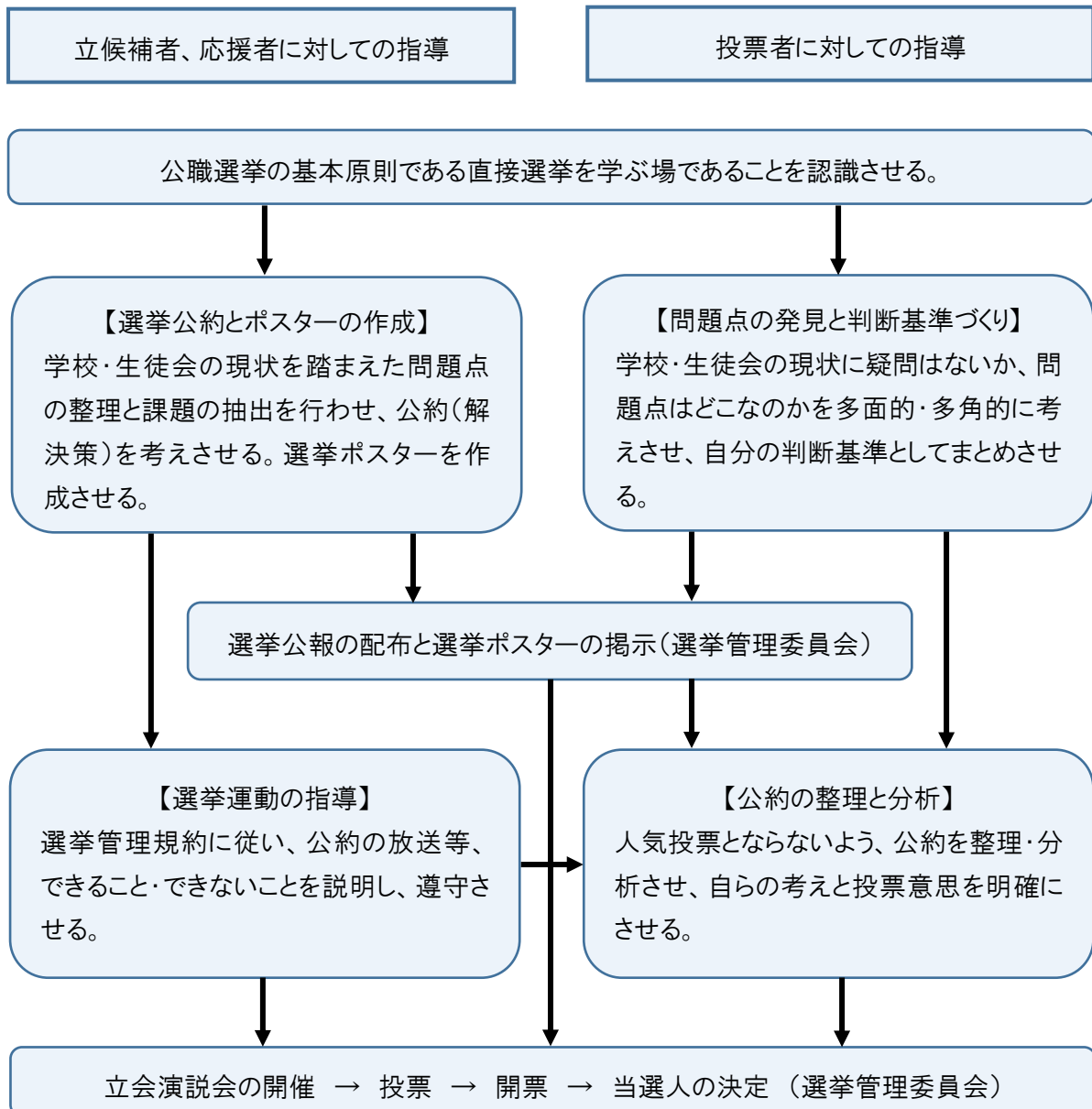
本節では、生徒会執行部役員への立候補者が出たことを想定し、生徒会役員選挙を国政選挙等の模擬選挙としても位置付ける。地元の選挙管理委員会から投票箱・投票用紙記載台等を借用し、実際の国政や地方政治の選挙に近づけることによって、生徒全員に擬似投票を体験させる。

立候補者には、公約をできるだけ具体的・現実的なものとなるように考えさせることが必要である。また、投票者には、立候補者の公約を整理・分析して自分なりの基準で考えさせ、自分たちの代表者を選ぶという活動を通して、民主政治を身近なものとして感じさせる。

(1) ねらい

生徒会役員選挙を通して、選挙の仕組みに関する基本的な知識を身につけるとともに、立候補者または投票を自ら考え判断する力など、政治的教養の基礎を培う。

(2) 生徒会役員選挙に向けた指導



(3) 生徒会と国政の比較

生徒会では	国政では
<p>生徒総会 [役割]生徒会の最高議決機関。基本的な事項の承認、予算・決算の決議、生徒会規約の改廃などを行う。直接民主制の要素をもつ。</p>	<p>(間接民主制のもとでは該当なし)</p>
<p>代議員会 [役割]生徒総会に次ぐ議決機関。生徒総会の開催ができないときなどに、各ホームルームの代議員により議決をとる。</p>	<p>国会 [役割]唯一の立法機関として法律案の議決を行う。それ以外にも、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名、憲法改正の発議などの権限をもつ。</p>
<p>各ホームルーム正副委員長</p>	<p>国会議員 ※立候補者に対し国民が選挙して選出</p>
<p>各ホームルームのホームルーム運営委員</p>	<p>常任委員会 [役割]本会議で審議する案件の予備審査を行うための機関で、衆議院・参議院に各々17 設置されている。</p>
<p>生徒会執行部</p>	<p>内閣 [役割]内閣総理大臣と国務大臣で構成される。合議制による国家行政の最高意思決定機関。</p>
<p>生徒会長 ※直接選挙で選出</p>	<p>内閣総理大臣 ※間接選挙で選出(国会における指名選挙)</p>
<p>執行部各委員会</p>	<p>各省庁</p>
<p>執行部各委員会 委員長 ※生徒会長が任命または委員会での互選</p>	<p>国務大臣 ※内閣総理大臣が任命</p>
<p>会計委員会</p>	<p>会計検査院 [役割]内閣に対して独立した地位を有し、国の収入・支出の決算を毎年検査する。</p>
<p>選挙管理委員会 ※各ホームルームからも1名選出 委員長は委員会での互選</p>	<p>中央選挙管理会 [役割]衆参両院の比例代表選挙を管理 ※国会が指名し内閣総理大臣が任命 委員長は互選 都道府県の選挙管理委員会 [役割]衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙を管理 ※議会の選挙で選出 委員長は互選</p>

(4) 生徒会役員選挙の年間計画

生徒会役員選挙を6月に実施し、新役員の任期が9月から始まると仮定する。

事 項	担当生徒の活動
4月 ①生徒総会 ②新入生オリエンテーション	・【現生徒会役員】 ①前年度決算及び今年度予算を報告し、承認を得る。 ②生徒会行事の年間予定を説明し、承認を得る。 ③生徒会組織や生徒会役員選挙等について説明する。
5月 選挙管理委員会打合せ	・【選挙管理委員会】 ＊選挙規約の読みあわせと事務(職務)内容の確認を行う。 ＊6月に選挙が実施されることを、ポスターや広報などで知らせる。
6月 ①告示 ②立候補受付 ③選挙運動期間 ④期日前投票 ⑤立会演説会 ⑥投票 ⑦開票 ⑧選挙結果発表	・【選挙管理委員会】 ①選挙期日を告示する。 ②立候補者の受付けと名簿の作成、発表。候補者の公約をまとめた選挙公報を配布。 ③規約に従い選挙運動を行わせる。 ④選挙当日に公認欠席の生徒がいる場合、日時を設定し、立会人のもとに実施する。 ⑤立会演説会を開催する。 ⑥立会人を置き、一人一票で実施する。 ⑦選挙当日生徒会顧問立会いのもとで行う。 ⑧生徒会顧問立会いのもとで当選人を決定し、生徒指導部長を通じて校長に報告する。全校生に結果を発表する。
7月 新役員認証式	・【新生徒会役員】 ＊校長から認証された後、生徒会長が代表して所信表明演説を行う。 ・【旧生徒会役員】 ＊夏季休業中に1年間の活動を振り返り、新役員への引継事項をまとめる。
9月 新生徒会執行部発足	・【新生徒会役員】 ＊1年間の活動計画を作成し、公約実現のための段取りを考える。
10～3月 ①選挙管理規約の見直し ②公約達成の中間評価	・【選挙管理委員会等】 ①次年度に向け、生徒会組織や各種規定を見直す。 ・【生徒会役員及び全校生徒】 ②役員は公約達成の進捗状況を自己評価する。全校生徒は貢献度を自己評価する。

準備	比較：国政（地方）選挙の流れ
----	----------------

（※副教材 10 頁参照）

- ①総会資料の作成と進行要領の確認。
- ②学年教員との打合せとオリエンテーション用資料の作成。

選挙に向け、投票箱等のレンタル手続きの開始。
 参考：神戸市のホームページ
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/suishin/08.html>

投票日の決定

立候補の決意

供託
 供託所（法務局（地方法務局））に所定の金額を預ける。

公示（告示）

立候補の届出
 届出期間は、公示（告示）のあった日の 8 時 30 分から 17 時までの間のみ。

選挙運動
 届出の日から投票日の前日まで。

投票
 ＊投票用紙に「候補者の名前」を書く選挙と、「政党等の名称」を書く選挙がある。
 （※副教材 14～17 頁参照）
 ＊期日前投票・不在者投票が認められる。

開票

当選人の決定
 ＊衆参両院の比例代表選出議員選挙を除き、得票数の多い者から順次、定数に達するまでの者が当選人と定められる（同数の場合は選挙長のくじによる）。
 ＊衆参両院の比例代表選出議員選挙においては、いわゆるドント式により各名簿届出政党等の当選人の数が決定する。
 （※副教材 18 頁参照）

- ②立候補者名簿及び選挙公報の作成。
- ④選挙当日の公認欠席生徒の確認。
- ⑤立候補者及び応援演説者との打合せ。
- ⑥ア 選挙人名簿作成。
 イ 投票用紙（単記投票・信任投票）作成。
 ウ 投票所の設営。
- ⑦開票所の確保と開票作業及び当選人決定の手順確認。

- 【生徒会顧問】…認証書の作成。
- 【新生徒会役員】…所信表明内容検討。
- 【旧生徒会役員】…評価シートの作成。

- ・9月始まりの年間活動計画の作成。
- ・公約の実現に向けた優先順位の決定と、解決策の策定。

- 【選挙管理委員会等】
 改定の場合、生徒総会（または代議員会）開催日時
 の調整。
- 【役員・生徒会顧問】
 2種類の振り返りシートの作成。

【補足事項】 1節・2節共通の「振り返り」

ホームルーム役員や生徒会役員の選出、生徒会行事等が従来の慣行を踏襲する活動になっては、十分な成果が期待できない。自治活動にも評価と振り返り（検証）が必要である。ただし、学校教育においては、振り返りが特定の人物の批判になることは望ましくない。

重要なのは、生徒の自発的、実践的な活動を助長するよう、できる限り生徒が自ら進んで活動しようとする意欲を引き出すような指導・援助をすることである。

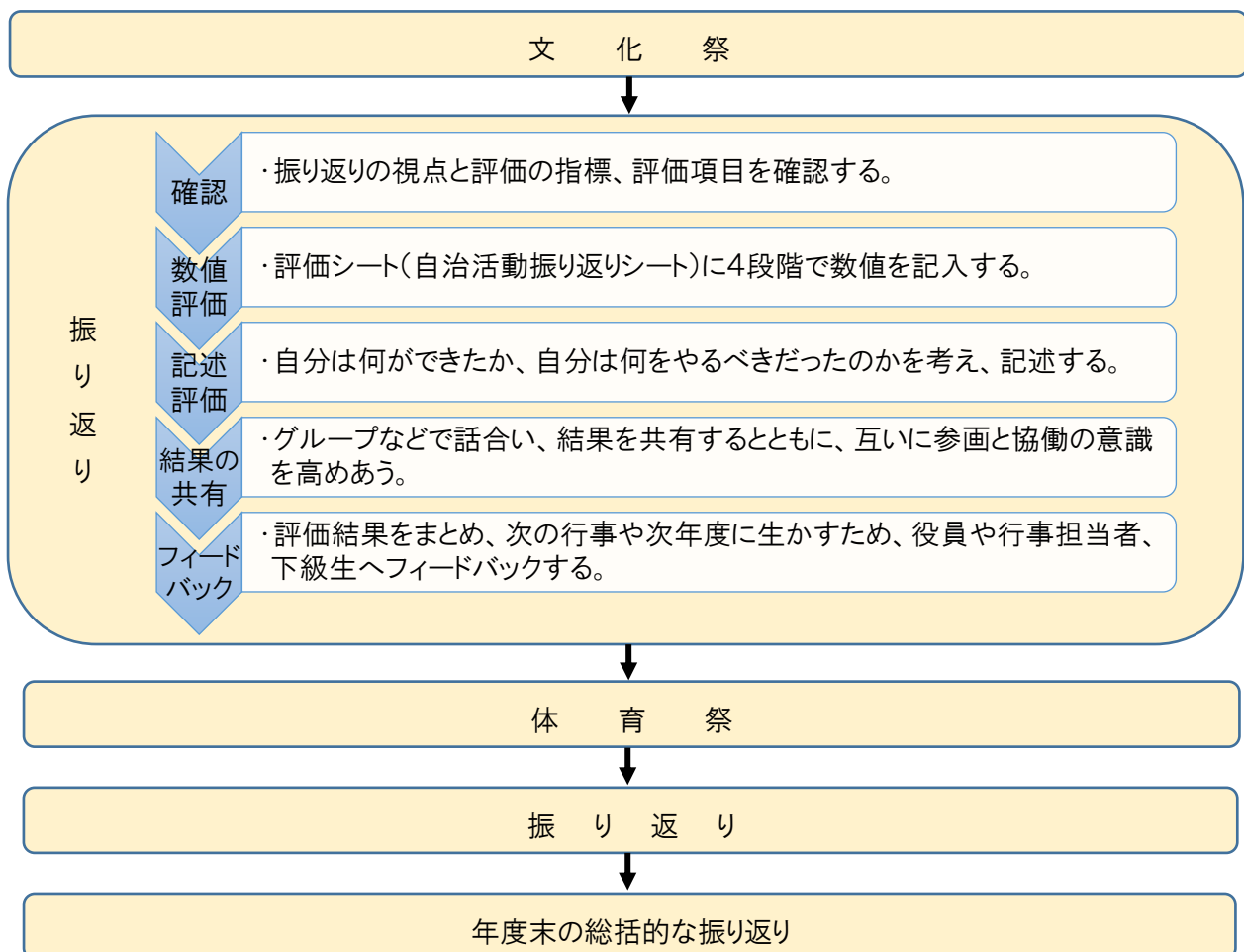
振り返りの結果を第1、2学年は次年度に生かし、第2、3、〔4〕学年は下級生へフィードバックしつつ、自らの活動への意識を高める。役員選挙の振り返りは、現実の選挙で選挙権・被選挙権を行使する際にも役立つ。

(1) ねらい

振り返りを行うことにより、自治活動の力を高め、民主主義の担い手としての自覚を促す。選挙等で選んだホームルーム役員や生徒会役員の活動に対し、自分も参画し、協働することができたかを自己評価させる。ホームルーム活動や生徒会行事についても同様に評価させ、振り返りの視点を養うとともに、自分との関わりを意識づけることで、次の学年や現実の選挙につなげる。

(2) 振り返り手順の例

行事ごとに振り返り、その反省を次の行事等に生かせるようにする。



(3) 振り返りワークシートの例

平成〇〇年度 〇〇高等学校 自治活動 振り返りシート

振り返りの視点	① 自分ができたことは、肯定的に自信をもって評価しましょう。 ② 自分がやるべきだったことや、やっていればよかったことを省みて、まとめましょう。
---------	---

学年・組() 名前()

【評価の指標】 4～1の4段階
 4：できている 3：どちらかというできている
 2：どちらかというできていない 1：できていない

番号	対象	評価項目 (振り返りの対象となる具体的な取り組み内容)	評価	自分ができたこと、やるべきだったこと
1	文化祭	文化委員の説明を聞き、文化祭の目的やテーマを理解する。		
2		出し物の決定にあたって、自分の案を提示する。		
3		人の案・意見を聞き、多様な企画や考え方があることを理解する。		
4		各企画の内容、予算、準備計画などを検討し、出し物を決定する。		
5		決定した出し物の準備において、仲間と協働する。		
6		計画していた通りに出し物を完成させる。		

番号	対象	評価項目 (振り返りの対象となる具体的な取り組み内容)	評価	自分ができたこと、やるべきだったこと
1	生徒会活動全般 (全校生)	生徒会役員選挙では候補者の公約を吟味し、自分の考えに基づいて投票する。		
2		生徒会会長の公約である「〇〇〇〇」を意識し、実現に向けて協力する。		
3		生徒会主催の行事に積極的に参加し、成功に向けて協力する。		
4		行事の時だけではなく、日頃から生徒会の一員であることを自覚して生活する。		
5	生徒会活動全般 (役員)	立候補にあたり、学校の課題を抽出した上で、公約を作成する。		
6		選挙運動、立会演説会において、自分の意見を根拠をもって生徒会員に伝える。		
7		自分が掲げた公約を実現させるために、計画的に活動する。		
8		生徒会活動の活性化のために、行事だけではなく日常的に他の役員と協働する。		

3節 有権者としての自覚と責任感を培う（第3〔4〕学年相当）

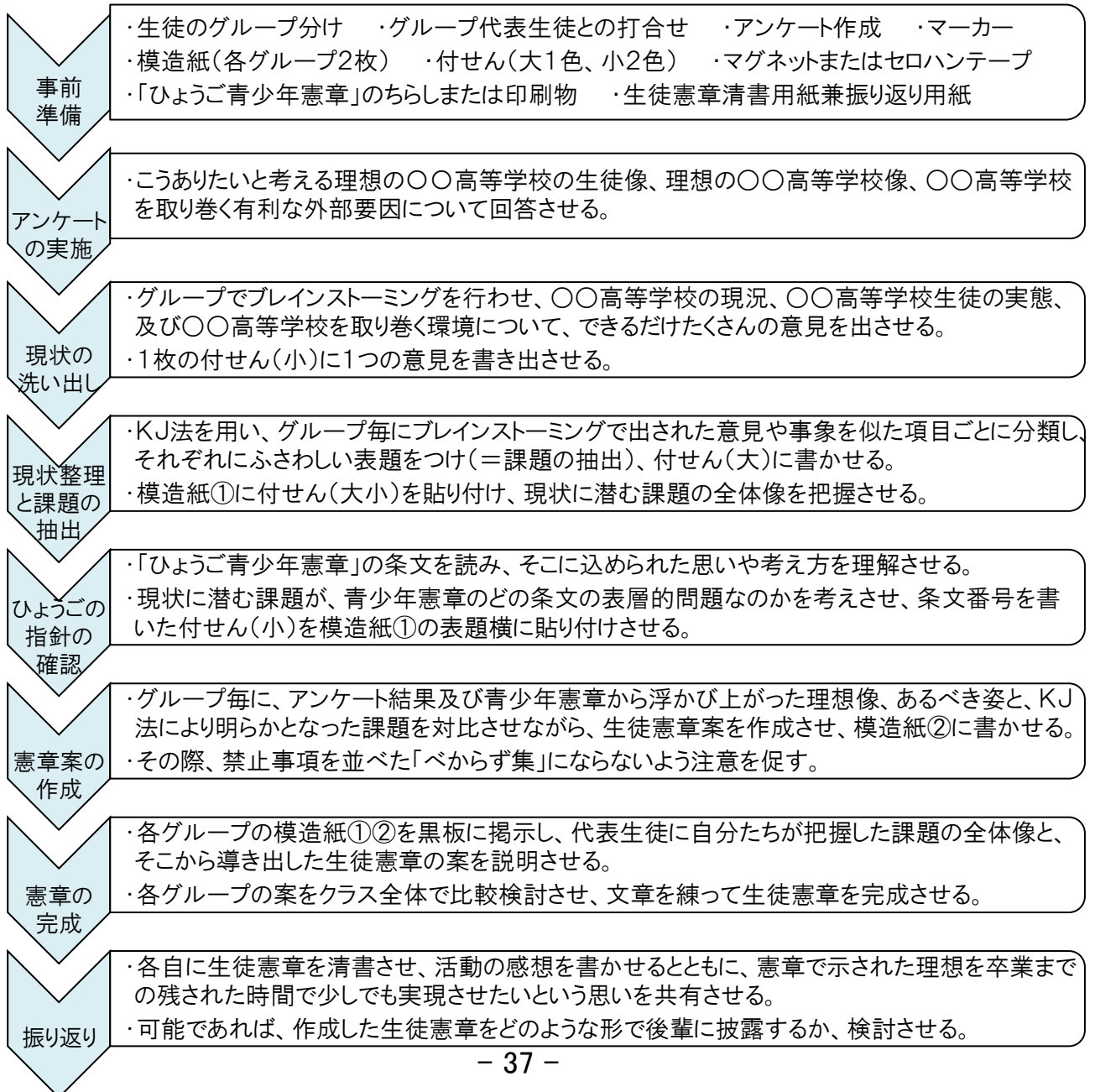
事例4 生徒憲章の作成～「生徒の、生徒による、生徒のための『ひょうごの高校』」像を示す～
 [副教材 30 頁「2 国家・社会の形成者として求められる力」を身につけさせるための実践例]

(1) ねらい

国家の主権が国民であるのに対し、学校の主人公は生徒であり、生徒一人一人が生徒会組織の一員としての自覚と責任感を持つことは、学年を問わず重要である。しかし、現状は、主人公としての実感が希薄で、様々な不満を抱きつつ学校生活を送っている者が少なくないと想像される。

そこで、最上級生ならではの実践として、これまでの学校生活の経験と「ひょうご青少年憲章」を踏まえ、理想の学校づくりへの思いや誓いを明文化した生徒憲章の作成に取り組ませる。日本国憲法でいえば前文に相当する文章を考えさせることで、社会へ出る前の生徒に、学校の主人公、生徒会の責任ある構成員、さらには「明日のひょうごを切り拓く」一員として求められる思考方法を身につけさせたい。この実践は、民主主義の担い手として国家・社会の形成に主体的に参画しようとする自覚と責任感を培うことにつながる。

(2) 実践の手順（ホームルーム等2時間での実施を想定）



事例5 生徒憲章アクションプランの策定～マニフェスト型思考を身につける～

(1) ねらい

国政選挙で政党が掲げるマニフェスト、あるいは地方選挙で首長や議員の候補者が訴えるマニフェストは、従来の公約が抽象的なスローガンになりがちなのに比べ、政策を実行するために必要な財源や方法、数値目標、実施期限などを有権者に明示するものである。これにより、有権者がより具体的かつ明確に投票先を判断する機会が提供されることが期待されている。

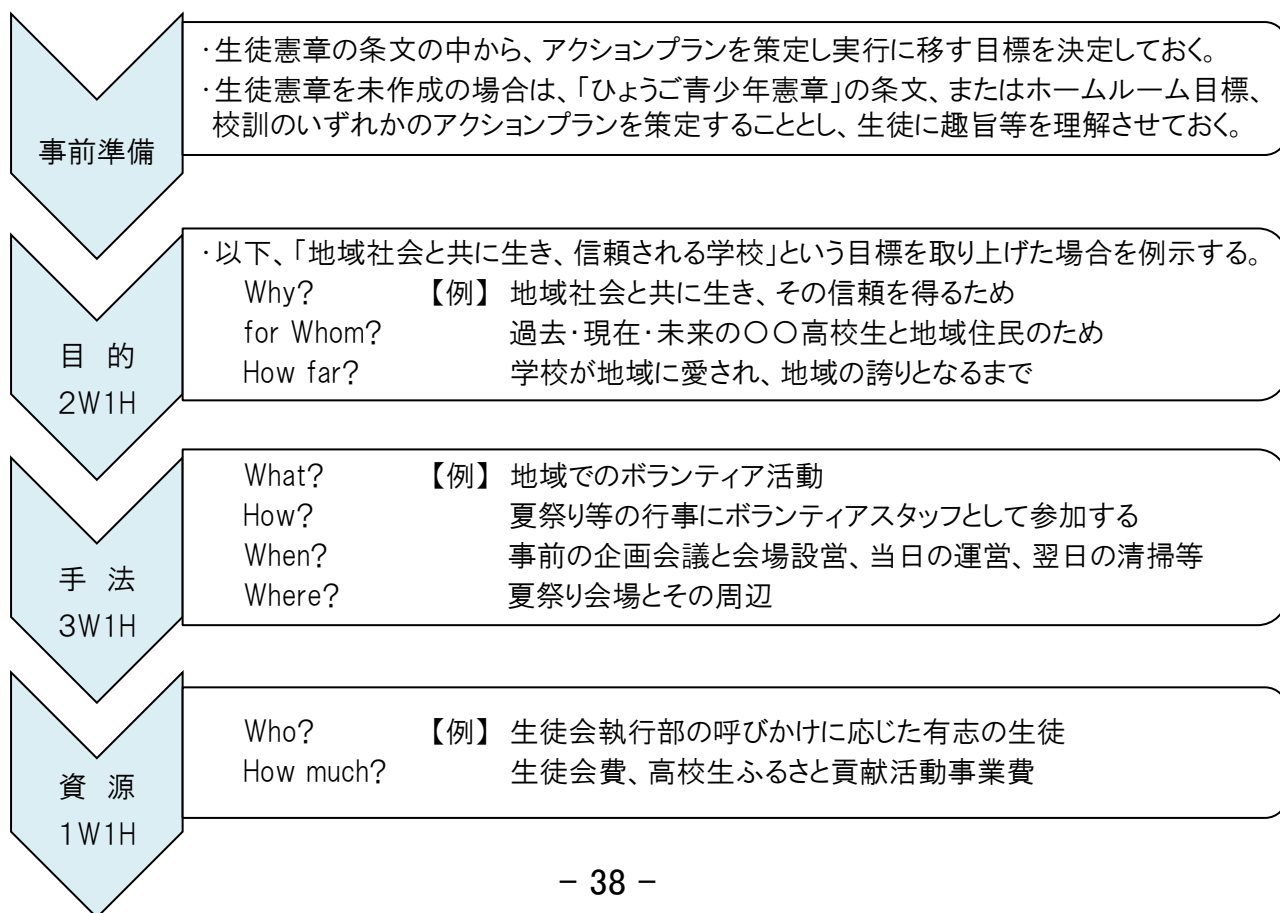
ここでは、生徒がマニフェスト型思考方法を用いた9つの項目（6W3H[※]）に答えることで、生徒憲章に示された理想を実現するためのアクションプラン（行動計画）を策定する。

この実践は、学校の特別活動に限らず、地域社会の様々な場面でも取り組むことが可能であり、生徒の自治活動の力を培うだけでなく、生徒が学校や社会を変えるための行動の一步を踏み出す契機にもなる。また、有権者となった生徒が、実際の国政選挙等に際して、複数政党または候補者のマニフェストを比較検討、評価し、自分の考えに近い意見をもつ投票先を主体的に選択、決定することにもつながる。

※6W3H

	Why?	: 行動の目的や理由、取り組む意義など、「なぜ」行うのかを把握する。
目的	for Whom?	: 行動の相手は誰なのか、「誰のために」行うのかを把握する。
	How far?	: 今回の行動で「どういう状態になるまで」もっていくのかを把握する。
	What?	: 行動の名称や内容など、「何を」行うのかを把握する。
手法	How?	: 行動を具体的に「どのように」進めるのかを把握する。
	When?	: 行動の時期や期間、頻度など、「いつ」行うのかを把握する。
	Where?	: 行動する場所は「どこで」なのかを把握する。
資源	Who?	: どのような体制で「誰が」行うのか、誰と協働するのかを把握する。
	How much?	: 経費は「いくら」かかるのか必要な予算額を把握する。

(2) 実践の手順（ホームルーム等1時間での実施を想定）



参考資料

「ひょうご青少年憲章」（平成 12 年 3 月 15 日制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議）

ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にあります。先の大震災は、人と社会に何が必要なかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって 21 世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切に、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう（自尊・自律）
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう（協力・公正）
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう（思いやり）
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう（寛容・共生）
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう（畏敬）
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう（創造）



ひょうご青少年憲章の考え方

（「公益財団法人 兵庫県青少年本部」のホームページより [一部加工]）

前文

人間の本質－可能性と限界

人はそれぞれ、生まれながらにして不可侵の尊厳を持っています。しかし、人は同時に、社会と自然の内においてしか自己を実現していくことはできません。文明が発達するなかで、人はしばしば共同体を崩し、自然を破壊して、自らの実現さえ危うくしています。その利己的な個人主義や傲慢さは、地球規模での環境問題等様々な弊害も生み出しています。

時代認識・震災の教訓

私たちは、今日、人類史的な広がりをもつ大転換期のまっただ中に生きています。そして、阪神・淡路大震災は、自然の力の偉大さとともに、人と社会に何が大切か、何が欠かせないのかを、改めて教えてくれました。

生き方への反省、青少年育成への誓い

ここに、私たち自身が自らの生き方を反省するとともに、人が人として生きていく上で真に大切なことを確認し、それらを今後の生き方、そして青少年の育成の指針として掲示して、明日を担う青少年を健やかに育み、青少年と手を携えて新たな世紀を築いていく決意が宣言されています。

本文

自尊・自律

第1条では、一人ひとりが、自尊と自律を基調として自己を確立し、自覚と責任をもって行動していこうという決意が述べられています。

自ら考え、自ら判断し、自らを律していく自律性は、人間の本質に属します。そこで人は、おのおの自らを尊重し自信と誇りをもつとともに、権利や自由だけではなく、それらと不可欠に結ぶ義務や責任も果たしていくことが欠かせません。

協力・公正

第2条では、一人ひとりが社会を担う一員として、互いに協力しあい、進んで社会的責任を担っていくという決意が述べられています。

人間は社会的な存在であり、人々の協力・協働によって暮らしを営んでいます。人と人とのふれあいを深め、社会の基本的なルールを守り、社会の構成員としての役割を担っていくことが望まれます。

思いやり

第3条は、人間的なぬくもりや感動を生む思いやりにかかわり、ここでは、人の痛みや喜びを感じあい、温かい人間関係を築き、一人一人が生きる喜びを実感できる、こころ豊かな社会をつくりたいという決意が述べられています。

人間関係には、利害にもとづく合理的な関係と、それを越えた心のかよいあいがあり、温かい人間関係を生み出すのは後者です。そこで、人間的なぬくもりのある社会関係が形成されていくには、どうしても共感や思いやり、あるいは友愛の心が育まれていくのでなければなりません。そうでなければ、人間関係は合理性のみを追求するものとなり、人間的なぬくもりは消えていくことになるでしょう。

寛容・共生

第4条では、国籍・性・障害・価値観などにどのような違いがあっても、同じ社会に生きる者同士として、互いのありようを認めあい、支えあって生きていこうという決意が述べられています。

社会は、自分と異なる立場にあったり、様々な価値観をもった人々で成り立っています。社会の急速な変化のなかで、価値観やライフスタイルの多様化が進み、人・モノ・情報などの地球規模での交流も加速しています。このような状況のなかで、調和ある共生社会を構築するためには、人々が互いの違いを認め合い、尊重しあうことが不可欠です。

畏敬

第5条では、自然や生命を尊ぶとともに、人知を越えた世界にも畏敬の念をもち、謙虚な心をもって、生きていこうという決意が述べられています。

古来、私たちの祖先は、美しく厳しい自然を畏敬の念をもって見つめ、その営みに自らの生活をあわせながらひたむきに生きてきました。しかし急速な科学技術の発達や経済の発展の中で人知と人力に対する過信が生じ、自分と自分を取り巻く世界に対する敬虔さといったものが失われ、人・社会・自然の調和は崩されてきました。私たちは、今一度、人間生活の基本にかえり、自分たちの暮らしや生き方を見直していくことが大切でしょう。

創造

第6条では、先人の知恵や文化、親や周囲の人々から、学ぶべきことは学びとり、自らの人生や明日の社会をよりよいものとするため、勇気をもって果敢にチャレンジしていこうという決意が述べられています。

理想や夢を抱き、その現実に向けて努力することは、人間だけに備った特性であり、人や社会のありようを決定する基礎となります。21世紀がどのような社会となるか、また、各自の生き方がどのようなものになるかは、私たち一人ひとりが何を理想とし、どう行動していくかにかかっています。

私たち大人が、“こころの豊かさ”を大切にしながら、自信と誇りをもって生活していくとき、子どもたちも温かい思いやりの心や明日をたくましく切り拓く力を身につけて、勇気をもって希望に満ちた未来へ大きく羽ばたいていけるようになることでしょう。

こうした期待と願いを込めて結びの条文としています。

4節 選挙権を有さない生徒への配慮

政治的教養の教育を行う際に、選挙権を有する生徒と有さない生徒が混在することによって、学校が混乱するのではないかと心配する声もある。

具体的には、次の3通りの事例が想定される。

- 1 第3学年等で、同じホームルームの中に、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒がいる場合。
- 2 学年を問わず、同じホームルームの中に、日本人の生徒と外国人の生徒がいる場合。
- 3 同じホームルームの中に、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒、さらに日本人の生徒と外国人の生徒が混在する場合。

本節では、政治的教養の教育についての基本的な考え方を示すとともに、上記1・2の場合における選挙権を有さない生徒の学習への動機づけの仕方及び具体的配慮等を記す。

事例6 満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒が混在する場合 [指導資料89頁Q6&A 補足]

《心配の原因はどこに》

- ① 政治的教養の教育の対象となるのは満18歳以上の有権者であるとの思いがある。
- ② 選挙の際、満18歳以上の生徒に投票させることが、政治的教養の教育の目的だとの思いがある。
- ③ 同じ高校生でも満18歳以上かどうかで扱いが異なると、何かと不都合が生じるとの思いがある。
- ④ 満18歳未満の生徒がいると、ホームルーム内での生徒の意識や教育効果が低下するとの思いがある。
- ⑤ 満18歳未満の生徒がいることにより、公職選挙法に違反する生徒があらわれる可能性があるが高くなるとの不安がある。



《心配しないための考え方》

- ① 政治的教養の教育の目的は、生徒が社会の諸問題について考えたり、話したり、調べたりする習慣をつくることで、民主主義の担い手としての資質を深めていく場を生み出すことである。この点において年齢で区別する必要はなく、すべての生徒が教育の対象である。
- ② 副教材には模擬選挙などの実施方法が掲載されているが、それに取り組みれば政治的教養の教育が完了するわけではない。選挙権の有無に関係なく、日常の学校生活の中で、生徒に民主主義のルールや地域課題を意識させる働きかけが不可欠である。
- ③ 法律上満18歳以上かどうかを基準に扱いが異なる規定には、道路交通法第88条「普通免許の取得可能年齢」、労働基準法第61条「深夜業の制限」、同法第62・第63条「危険又は有害な業務についての就業制限又は禁止」等がある。いずれも特段の問題は報告されていない。
- ④ 選挙権を有する生徒が権利行使への期待感を口にしたり、実際に投票に行った生徒がその体験などを友人らに話すことなどにより、まだ選挙権を有さない生徒を含めて、ホームルーム全体に対する啓発の効果をもたらすことも考えられ、むしろ高校生の政治参加が促進されることが期待できる。
- ⑤ 公職選挙法137条の2で満18歳未満の者の選挙運動は禁止されている(指導資料50頁参照)。特に、実際の選挙に合わせた選挙運動期間中の模擬選挙を実施する際は、選挙管理委員会に適宜相談し、助言を得ながら進めるなど、十分な配慮を要する。一方、教育の場で民主主義の担い手を育てることに役立つ、身近で安心して取り組める事例も多い。本章で示した展開例をもとに、各校、各ホームルームの実態に即した創意工夫が可能である。

事例7 日本人の生徒と外国人の生徒が混在する可能性がある場合 [指導資料 93 頁 Q13&A 補足]

(1) 基本的な考え方

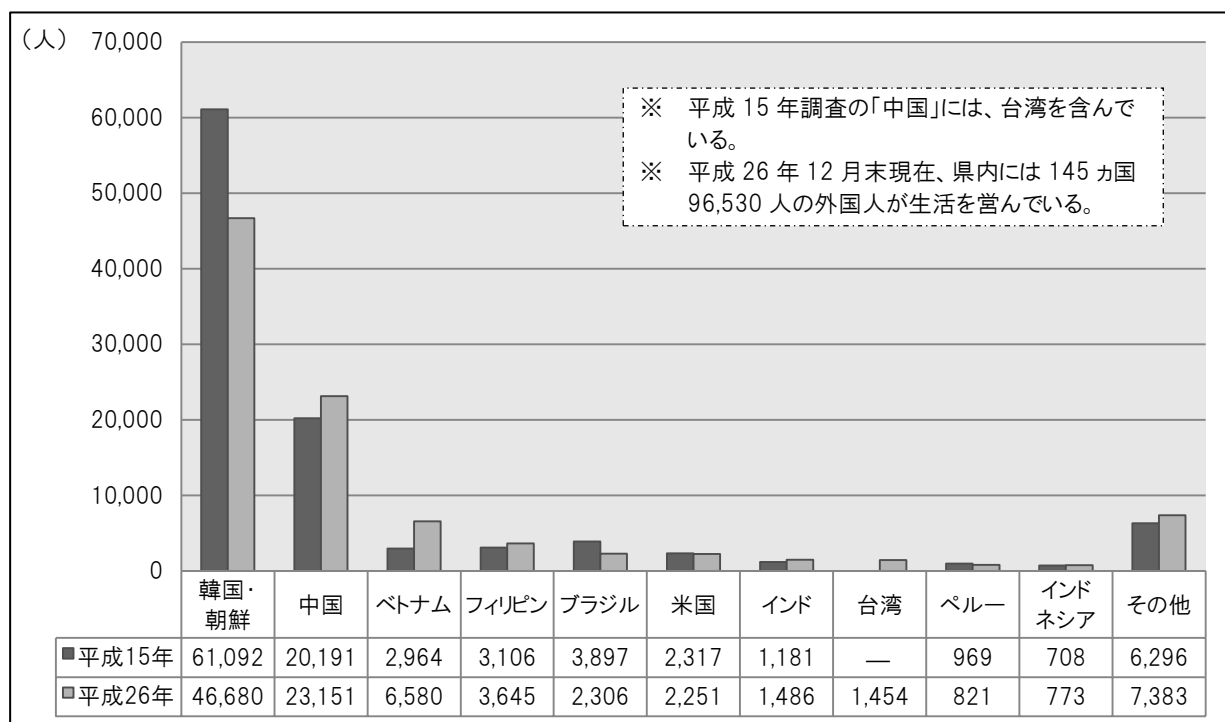
- ① 県内の高等学校等には、外国人の生徒が少なからず在籍している（下表参照）。加えて、本人及び保護者が通称名を用いているために、学校側が把握していない外国人の生徒が在籍している場合もある。従って、政治的教養の教育を行う際は、クラスに日本人の生徒だけでなく、外国人の生徒も在籍している可能性を考慮したうえでの指導を心がけたい。

▼県内の外国人生徒数(平成 27 年5月1日現在)

	国立	公立	私立	計
高等学校(全日制・定時制)計	—	498人	235人	733人
中等教育学校後期課程 計	—	37人	—	37人
特別支援学校高等部 計	—	10人	—	10人
高等学校等 合計	—	545人	235人	780人
【参考】 中学校等 合計	1人	942人	92人	1035人

(兵庫県企画県民部統計課 平成 27 年度学校基本調査)

▼県内の外国人登録国籍別人員数の推移



(兵庫県ホームページより)

- ② 本来多岐にわたる政治的教養の教育の具体的な内容が、参政権の行使に集約されてしまうと、選挙権を有さない外国人の生徒や通称名を用いている生徒が、孤立感と疎外感にさいなまれる可能性がある。この教育で重要なのは、外国人の生徒に対しても、その文化的差異に配慮しつつ、「同じ時代に同じ地域社会に暮らす『市民』」として、国家・社会の形成者に求められる4つの汎用的な力（副教材 30 頁、指導資料 19 頁参照）を育むことである、との認識が必要である。

③ 外国人の政治参加について、基礎知識を有しておくことも不可欠である。

① 政治家になる(被選挙権)

国・地方とも公職選挙法(国籍条項)が適用されるため、認められない。

② 市民として日常的に発言し、住民運動などで政治に積極的に参加する。

ア 住民投票:地方自治体の住民が、一定数以上の署名を集めて請求することによって、条例に基づく投票によりその意思を決定すること。法的拘束力はないが、近年、その地域特定の問題をめぐる投票が行われるなど、住民参加を保障する形態として注目度が高い。

兵庫県外では、川崎市・岸和田市等、約 30 の地方自治体が国籍条項のない住民投票条例を制定している。

イ 代表者会議:外国人住民の要望や意見を地方自治体の施策に反映させることが目的。

「兵庫県外国人県民^{※1}共生会議」、「神戸市外国人市民会議」等

外国人県民を取り巻く課題に対し行政と外国人団体がその取り組みを協議する場

ウ 請願権:憲法第 16 条^{※2}で認められた、公的機関に一定の職務遂行を求める権利。具体的には国や地方自治体に対して、施策に関して希望を述べる権利をさす。未成年者や外国人も主体的な意思表示が可能で、参政権的要素があるとする見解もある。

③ 選挙等、権利の行使が求められる時だけ政治に関心を持ち、投票等で意思表示する。

ア 投票する(選挙権):国・地方とも公職選挙法(国籍条項)が適用されるため、認められない。

イ 選挙運動への参加:国籍は問わないが、満 18 歳以上の者に限られる。選挙事務所で手伝うな政治家(候補者)と話す機会も増えるので、自分の考えを直接伝えられ、政治的教養を高める好機となる。ただし、公職選挙法等の法令を遵守することが重要である。(詳細は第1章・第2章を参照のこと。)

※1 「外国人県民」という言葉について

経済のグローバル化などに伴い、日本に入学し在留する外国人が増加したことなどを背景に、兵庫県では阪神・淡路大震災の前年にあたる平成6年3月に、外国人県民が住みやすく活動しやすい環境整備に努めるとともに、外国人県民を含むすべての県民が共生の心をはぐくんでいくための指針として、「地域国際化推進基本指針―外国人県民との共生社会をめざして―」を策定し、本格的な在留外国人支援を始めた。この指針では共生の意識を高めるために県内で共に暮らす外国人を「外国人県民」と呼び、「外国人県民を含むすべての県民が、異なる文化や生活習慣、価値観を理解し、互いの人権を尊重したうえで交流の心をはぐくんでいくための指針」と位置づけた。これに基づき、地域国際化懇話会や外国人県民インフォメーションセンターの設置のほか、医療機関に対する補填制度を創設するなど、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを始めた。

平成 11 年3月には、震災における国籍や民族を超えた助け合いの体験などを通して得た教訓も踏まえ、基本指針の「フォローアップ方策」を策定した。なお、この年から兵庫県外国人県民共生会議が開催されている。



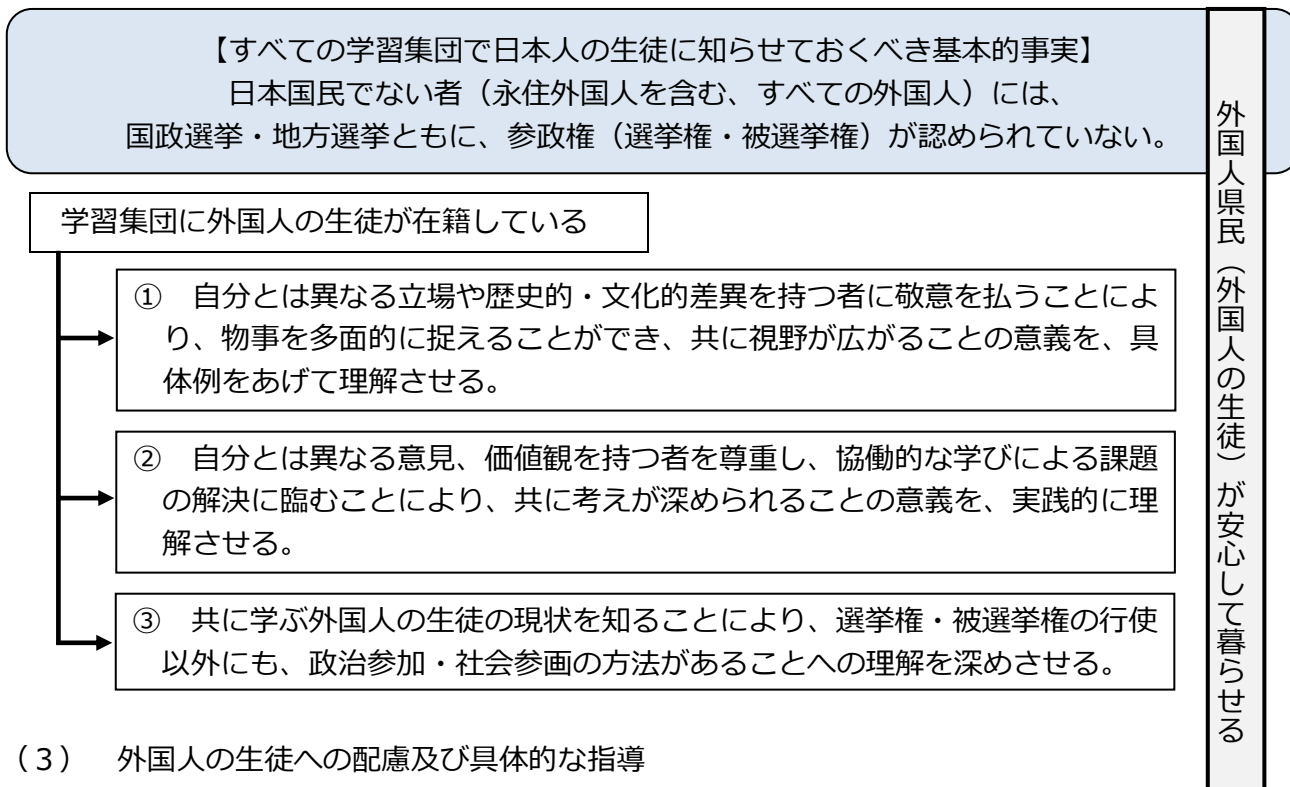
▲震災 20 年事業ロゴマーク

※2 日本国憲法

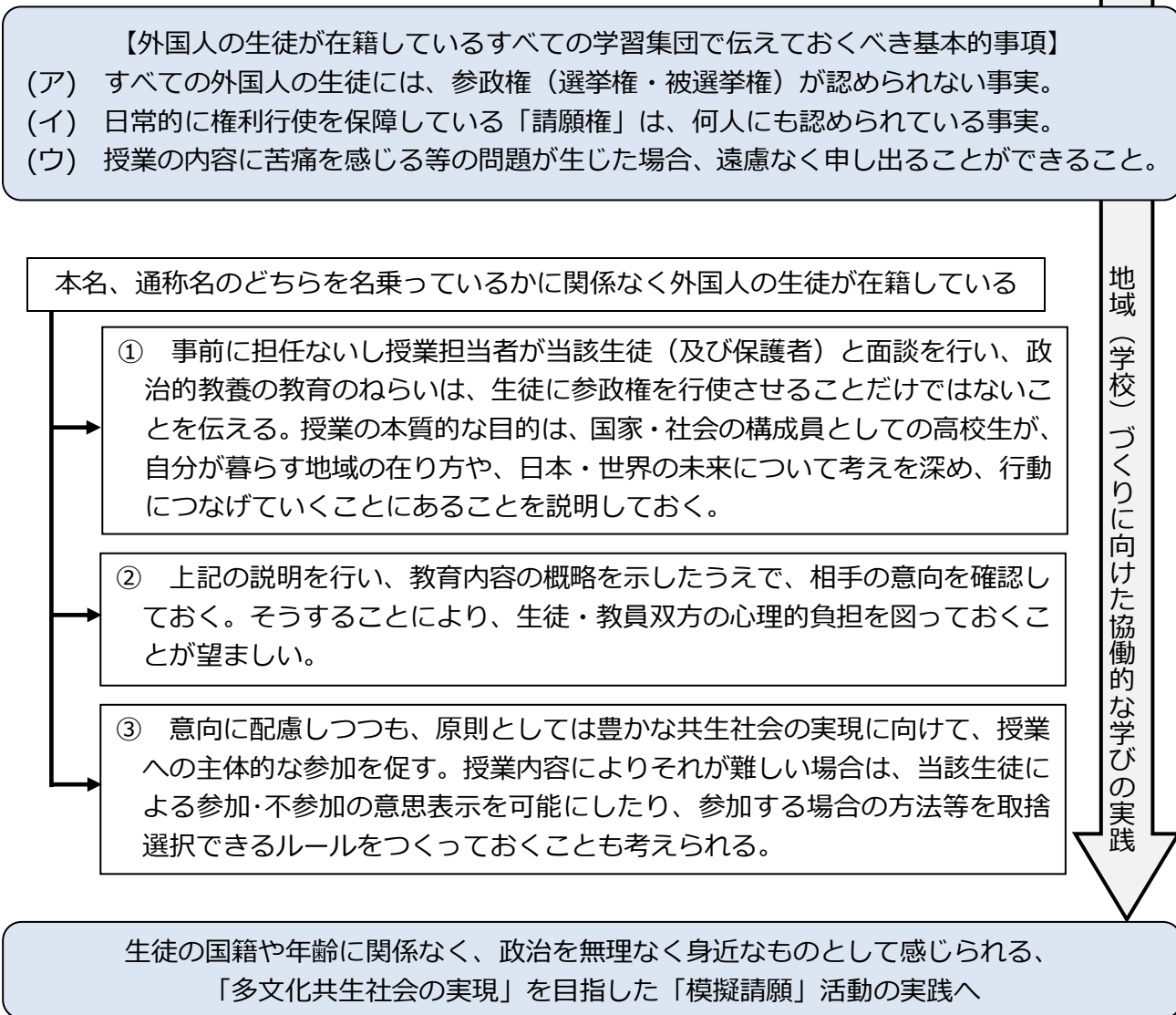
第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正^{※3}その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

※3 法律等の制定・改廃の請願には、間接民主制を補完する一面(直接民主制的な要素)がある。

(2) 日本人の生徒への具体的な指導

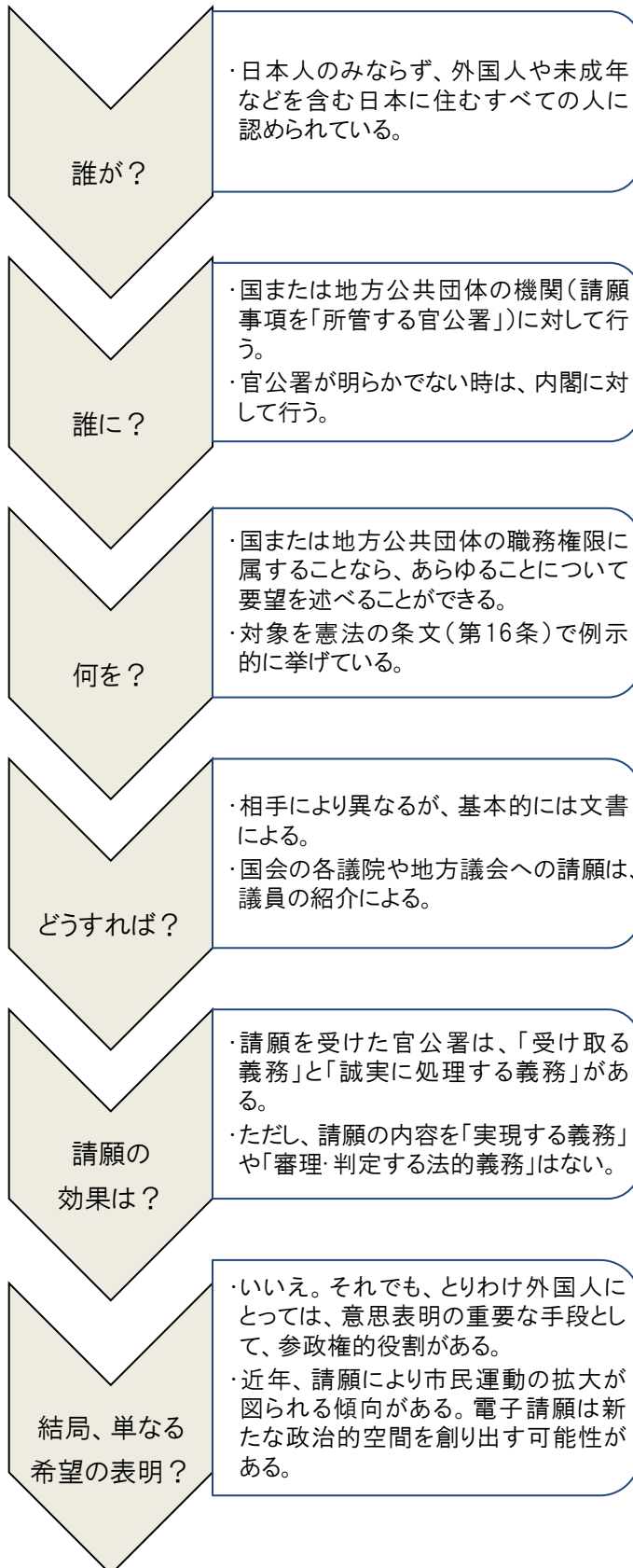


(3) 外国人の生徒への配慮及び具体的な指導



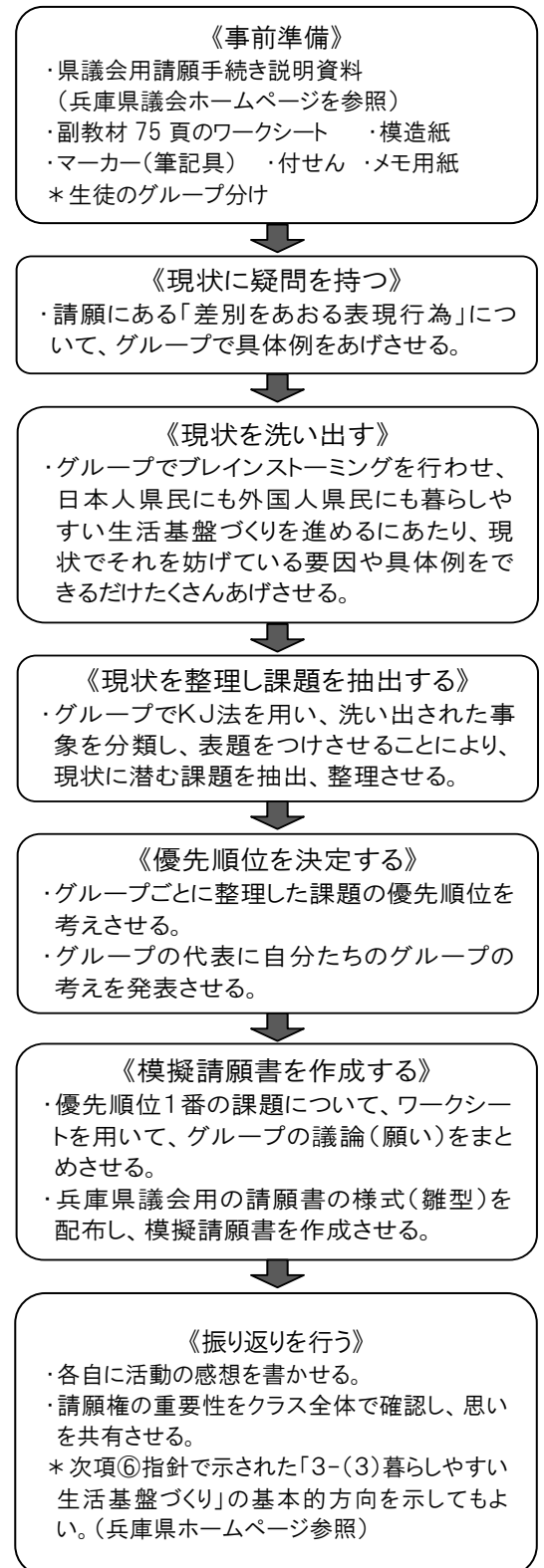
(4) 「多文化共生社会の実現」を目指した請願内容をまとめる

① 請願権とは…選挙が行われない時でも日常的に政治に意思を表明し、国又は地域の意味形成過程に影響力を及ぼす方法の一つ。外国人にとっても政治参加の手段となる。

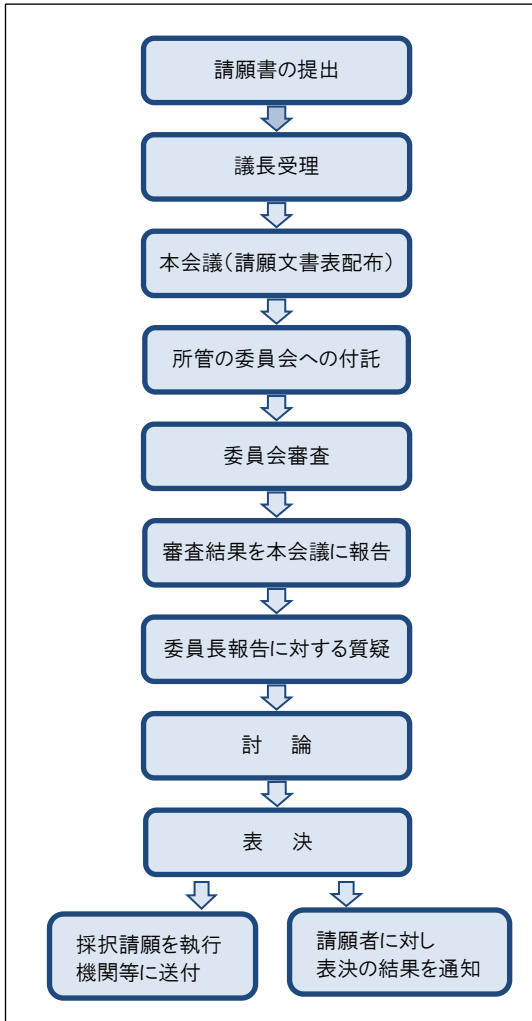


② 模擬請願書の作成

次頁⑥指針の「3-(3)暮らしやすい生活基盤づくり」を具体化し、多文化共生社会を実現するために必要な条件等について生徒の願いをまとめさせる。それを踏まえ、兵庫県議会用模擬請願書を作成させる。



③ 兵庫県議会の請願の処理手順



④ 兵庫県議会で過去5年間に於いて受理し、所管の委員会で審査した請願^{※1}件数・陳情^{※2}件数

区分	請願	陳情
平成 22 年度	26 件	105 件
平成 23 年度	32 件	14 件
平成 24 年度	32 件	17 件
平成 25 年度	52 件	6 件
平成 26 年度	25 件	5 件

※ 1・2 請願と陳情

県政についての県民の要望は、議会や知事をはじめとして、執行機関に提出できる。議会に提出する場合、議員の紹介を必要とするものを「請願」、その必要のないものを「陳情」という。受理された請願・陳情は、議会で慎重に審査される。

⑤ 兵庫県議会で採択された「多文化共生」に係る請願

人種や国籍等に係る差別を有する表現行為の根絶に向けた対策を国に求める意見書提出の件

請願の要旨
 県では、人権の尊重を基本とし、県民皆がお互いを認め合いながらともに生きる共生社会の実現をめざした取り組みが進められてきた。
 阪神・淡路大震災時には同じ被災者として、日本人と外国人が同じ県民として互いに助け合い、復興を果たした歴史もある。
 ところが、震災から今年で 20 年の節目を迎える中、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人への差別を有する表現行為が社会的に問題となっていることに、大変憂慮している。
 よって、下記事項を内容とする意見書を国に提出するよう要望する。

記

1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図るため、人種や国籍等に係る差別を有する表現行為の根絶に向けた適切な措置を講じること。

▲平成 27 年 2 月第 326 回定例会 受理番号第 139 号(必要箇所のみ転載)

⑥ ひょうご多文化共生社会推進指針(抜粋)

1 指針策定の背景
 兵庫県では、平成5年度「地域国際化推進基本指針」、平成15年度「兵庫国際新戦略懇話会報告」に基づき、多文化共生施策を展開してきたが、社会経済情勢や外国人県民を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、「ひょうご多文化共生社会推進指針」を策定する。

2 多文化共生社会の推進に関する基本理念
 日本人県民と外国人県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を生かすとともに、地域への参画と協働を行うことのできる多文化共生社会を実現する。

3 多文化共生社会の推進に関する基本方針
 2の基本理念を実現するにあたっては、多文化共生推進主体の役割を明確にし、以下の4つの基本方針により、多文化共生社会の実現をめざす。
 (1)多文化共生の意識づくり
 (2)多文化共生の人づくり
 (3)暮らしやすい生活基盤づくり
 (4)誰もが参加できる活力ある地域づくり



政治や選挙等に関する副教材活用検討委員会 名簿

委員長	原田 智仁	兵庫教育大学大学院 教授
副委員長	橋本 康弘	福井大学 教授
委員	明山 修	県高等学校教育研究会社会部会会長 県立篠山鳳鳴高等学校長
	藤原 健剛	県高等学校教育研究会社会部会副会長 県立加古川西高等学校長
	池田 拓也	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立御影高等学校 教諭
	上田 義人	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立神戸鈴蘭台高等学校 教諭
	柳瀬 悟志	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立神戸甲北高等学校 教諭
	西村 恭介	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立北須磨高等学校 教諭
	福田 秀志	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立尼崎小田高等学校 主幹教諭
	田畑 北斗	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立尼崎高等学校 教諭
	宮下 巨樹	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立三田祥雲館高等学校 教諭
	土居亜貴子	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立明石南高等学校 教諭
	山下 彰彦	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立三木北高等学校 教諭
	大久 孔明	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立兵庫工業高等学校 教諭
	白坂 材	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立神戸工業高等学校 教諭
	藤本 哲也	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立農業高等学校 主幹教諭
	畔田 豊年	県高等学校教育研究会社会部会会員 県立龍野高等学校 教諭
事務局	兵庫県教育委員会事務局	高校教育課 兵庫県選挙管理委員会

※委員の所属・職は平成28年3月現在

